

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成27年7月31日（金） 午前10時02分から
午後 2時28分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、元吉俊博、守永信幸、藤田正道、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

吉富英三郎、木田昇

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第66号議案のうち本委員会関係部分及び第69号議案から第74号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から説明を受けた。
- (3) 大分県長期総合計画について、安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）について及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 新たな行財政改革の計画策定に係る委員会を8月5日（水）午前10時から、新長期総合計画に係る委員会を9月2日（水）午後1時から、それぞれ開催することを決定した。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
政策調査課政策法務班	副主幹	磯崎香織

総務企画委員会次第

日時：平成27年7月31日（金）10:00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係 10:00～12:00

(1) 付託案件の審査

第 66号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①地域活力づくり総合補助金や里のくらし支援事業による地域支援について

②おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの地域の取り組みについて

(3) 諸般の報告

<法令に基づく報告>

報第 6号 大分県長期総合計画の策定について

<その他の報告>

①大分県長期総合計画について

②安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）について

③まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）について

④県立美術館の状況について

⑤株式会社大分フットボールクラブについて

⑥ラグビーワールドカップについて

⑦おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの取り組みについて

(4) その他

3 総務部関係 13:00～14:40

(1) 付託案件の審査

第 66号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 69号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について

第 74号議案 大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正について

第 70号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

第 71号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 72号議案 大分県税条例等の一部改正について

第 73号議案 大分県税特別措置条例の一部改正について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①地方創生における市町村の取組及び県との連携・支援状況について

(3) 諸般の報告

①新たな行財政改革の計画について

②指定管理者の更新及び指定管理者制度の新規導入について

(4) その他

4 協議事項

14:40～15:00

(1) 新長期総合計画等に係る委員会の開催について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

別 紙

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

なお、本日は、審査の都合上、予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、ご了承願います。

元吉委員は、少し遅れております。

また、本日は、委員外議員として、吉富議員、木田議員が出席されています。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆様にお諮りします。

委員外議員からの発言の申し出については、会議規則により、委員会がそれを許すか否かを決めると定められております。

本委員会の円滑な運営のため、委員から特にご異議が出た場合を除き、発言を許すか否かについては、今後の委員会では、委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、委員外議員の発言を許すか否かについては、私にご一任いただきます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案7件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 それでは、今回提案しております平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、企画振興部関係についてご説明申し上げます。

お手元の総務企画委員会資料の1ページをお開きください。今回補正後の今年度予算を所属別にまとめたものでございます。

1番下の事業費+人件費の欄でございますが、7月補正予算額として7億8,488万7千円計上しています。その左の既決予算額5億8,663万3千円と合わせますと、補正後予算額は6億6,152万円となります。

これを右の欄にある26年度当初予算額と比較しますと、3億4,801万5千円の減、率にして34.2%の減となっております。

これは、昨年10月末に竣工した県立美術館に係る建設事業費4億7,425万1千円の減などによるものです。

また、この建設事業費を除いた額を括弧書きしていますが、それと比較した場合、1億6,23万6千円の増、率にして26.8%の増となっております。なお、今回の補正予算に係る企画振興部の14事業のうち、10事業については、いずれも先日の予算特別委員会でご説明申し上げましたので、本委員会での説明は省略させていただきます。残りの4事業については、各所属長から説明いたしますので、よろしく願います。

佐藤芸術文化振興課長 それでは、お手元の冊子、平成27年度補正予算に関する説明書の36ページをお開きください。

事業名欄下から2番目の芸術文化連携推進事業費336万円でございます。

この事業は、今春完成したいいきアルゲリッチハウスにおいて、小学生や高齢者を対象にしたコンサートや講演会を開催するものです。

しいきアルゲリッチハウスについては、これまでの別府アルゲリッチ音楽祭の成果とアルゲリッチの功績を顕彰することを目的に、音楽祭の支援者である椎木正和氏の寄附により、別府市に建設されました。

このハウスを活用し、子供たちや、高齢者に本物のクラシック音楽に触れてもらう機会を提供することで、芸術文化に親しむ環境づくりを整え、子供たちの情緒を豊かに育むとともに、高齢者の生きがいを目指します。

また、あわせて、さまざまな分野の講師を招いて、子供たちの健やかな成長をテーマに講演会を開催する予定です。

以上でございます。

細川観光・地域振興課長 78ページをお開きください。事業名欄1番上のツーリズム戦略総合対策事業費216万2千円でございます。

この事業は、国東半島・宇佐地域の神仏習合文化である六郷満山文化が平成30年に1300年の節目を迎えることから、売り込みのタイミングを逃さぬよう、地域資源磨きや情報発信等を行うものであります。

具体的には、市町村や観光関係団体等と基本計画やスケジュールの企画を行うとともに、フォーラムの開催等により、地域の気運醸成を図ってまいります。

79ページをお開きください。事業名欄1番上の東九州自動車道関連誘客促進事業費800万円でございます。この事業は、東九州自動車道の開通を契機に、宮崎県との連携をさらに深めて情報発信や誘客促進を一層進めようとするものです。

具体的には、旅行会社と連携して、大分と宮崎両県の魅力を生かした新しい旅行商品を造成し、デスティネーションキャンペーン後の誘客に努めることとしています。

以上でございます。

磯田地域活力応援室長 戻りまして、36ページをお開きください。事業名欄上から2番目の地域活力づくり総合補助金2億5千万円でございます。

この事業は、元気で活力あふれる大分県づくりを推進するため、地域のさまざまな主体が取り組む、本格的な事業実施前の調査研究や試行等の挑戦を支援するチャレンジ枠と、地域資源等の特色を生かした持続可能な取り組みの立ち上げや定着を支援する活動支援枠を設定し、きめ細かく柔軟に、地域活力の維持、発展を図る取り組みを支援してまいります。

なお、当初予算と合わせて5億円の予算としております。

以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

守永委員 先ほど説明があった補正予算に関する説明書の36ページの芸術文化連携推進事業費のアルゲリッチハウスの関係なんですけれども、一応これが県の負担分ということになるんですが、全体事業費としては幾らぐらいを見ているんでしょうか。

佐藤芸術文化振興課長 これに財団の自己負担分112万円を入れまして、総事業費448万円で行います。

守永委員 はい、わかりました。

土谷芸術文化スポーツ局長 ちょっと、付け加えさせていただきます。

恐らくアルゲリッチの建物自体のことをお尋ねしたとも思いますので、あわせて発言させていただきますけれども、ここにありますのは連携事業ですので、つくった後の、中でやるソフト事業を書いておりますけれども、そのもの自体は椎木さんほかの方の、アルゲリッチの大変な理解者の方の寄贈ということてできておりますので、箱物だけは4億3千万円という数字で建物が建っているというふうに聞いております。

ただ、まだ若干手直しが入っていますので、最終集計ではございませんが、途中そういう数字ということで聞いております。

守永委員 特段、箱物の金額は聞いていないんですけど、敷地だけ県が無償で貸して、その後、椎木さんの個人の寄附でやるというのは伺っていましたものですから、ただ、その後の運営そのもので、今回はアルゲリッチハウスでいろんな運用をしていくというか、推進事業を組んでいく中で、ほぼ4分の3ぐらいの補助率というか、助成という形になるんですかね。

今後、いろんなアルゲリッチさんに関する催し物をするのに、県がある程度資金援助していくものなのか。たまたまオープンして、その記念イベントを打つのに、それだけの助成をするけれども、その後はどういうふうに運営するという方針があるのか、その辺があればちょっとお話しを聞きたいなと思います。

佐藤芸術文化振興課長 当然、この未来創造事業ということで国の補助と県の予算内容等で補助をして事業を行います。全ての事業に関して補助なりを行うかどうかについては、今のところは特に決まっておりません。

当然、財団として自主事業もこれまでもやっていたし、今後もハウス等を活用しながら自主事業を、あそこでコンサートを開くとか、そういった形でやってもらう。

いずれにしても、財団の経営に関して、今後どうやってハウスを活用しながら、財団自体の経営について今、県と協議しながら進めているところです。特に、必ず支援をしていくということまでは、今のところは考えておりません。

守永委員 これまでも音楽祭等をずっとやられてこられて、音楽に対する県民の関心というか、それを磨き上げるといふのに貢献されてきたので、非常にいいことだとは思いますが、そういう箱物が、県の関与は土地を無償で貸与しているというだけの話ですけれども、それができて、これまでの流れと、またさらに上乘せする形になっていくと、また財政的な状況も見えていかなきゃいけないのかなという気がするんですけれども、その辺、県民の素養を高める、そういった人を育てるといふ観点とあわせながら、十分その投資効果というのには注意していただきたいなというふうに思います。

嶋委員長 ハウスの管理の支援についての考え方のお尋ねがあったんではないかと思いますが。ですよね。

守永委員 はい、そういうことです。

嶋委員長 お答えいただけますか。

土谷芸術文化スポーツ局長 ハウスの運営についてということでお話をしていたはずなんですけど、済みません。

幾つかの機能があるんですけれども、アルゲリッチの顕彰という機能がいくつかありま

す。展示をしたり、あるいは中で演奏会をやったりということがあるんですけども、展示のほうというのは、ちょっと現在のところまだ不完全な形でございます。

形としては、中で演奏会をいかにやるかということで、アルゲリッチご本人が出るような特別のコンサートの準備をやっていこうということでございます。そういうアルゲリッチの演奏会が、その150人の非常に少ない人数でやるというのが1個。

それからもう1つは、あそこで、いわゆるアルゲリッチを巣立って、いかに人が音楽、芸術に携わる人々を育てていくかという、そういう育むという機能がございますので、いわゆる演奏家を育てる分。

それから、もう1つは子供たち、次代をつなぐ子供たちをどう育てていくかということでございますので、ピノキオコンサートであったり、あるいは高齢者を対象としたりという、プロに向かって打つという分と、それから一般の方々に向かって、クラシックの敷居を取り払って近づいていただくという2つの機能を持っていこうと思っています。

それについては、当然ながら自分で稼いでいかないといけないということですけども、国の補助金を取り入れるというのが、1つ財源としてあります。その分につきましても、県はできる限りのお手伝いをしていこうというふうに思っています。

もう1つは、中でやるコンサートなんかにつきましては、当然ながら入場料をいただく。それから、これはいきなりはちょっとできないことなんですけれども、ある程度、ハウスとしての価値が高まった段階で、貸し館事業にしていこうというのが1つです。

貸し館というのは、いわゆる演奏会場としての開放というのが1つありますけれども、もう1つは、録音スタジオのような形で、あそこでぜひというようなことにならうようにしたい。ですから、あそこでぜひという価値がつくまでというのはちょっとじっと辛抱する期間があるんですけども、ここはいろんな補助金の受け入れとかいうのは県が手続きをしていきたいというふうに思っているところです。大きく育むと、検証するというような、2つのことを考えております。

そのぐらいでよろしいでしょうか。

嶋委員長 私から、このハウスは大分県の芸術文化振興に向けてとても重要な施設だと思います。この管理運営については、なかなか財団だけでは厳しいという状況だと思いますので、お話にもあったように、一定期間、一定の支援をぜひお願いをしたいというふうに思います。

何か、ご見解はありますか。一緒ですね。

廣瀬企画振興部長 せっかくいい施設ができ上がりますので、子供たちのためであるとか、そういった県の行政目的に沿うようなことに対しては、その事業として委託するであるとか、事業費の負担をするであるとか、そういうところはやっぱり考えないといけないと思っています。ということで、県としてもでき上がった施設については、主に事業面を通じて支援をしていきたいなというふうに考えております。

藤田委員 今のページの上の海外戦略推進事業費の中で、留学生インターンシップ支援事業補助というのがあるんですけども、きのう商工労働部でもお尋ねしたんですが、インターンシップで留学生を試験的に県内の企業で働いていただいて、そこから先に、就労ビザの関係もあってなかなか正規の就職、大分での定住というのが進まない現状にあると思うんですけども、それらに関して国への働きかけ等も含めて、この留学生を、まち・ひ

と・しごとの中の「ひと」の部分として位置づけていくことが、ものすごく大事なような気がするんですけども、そういう取り組みの現状についてお伺いをしたいと思います。

それともう1つは、国際航空路線拡充・定着化促進事業費で、台湾からのチャーター便受け入れという形で、たしかお話があったと思うんですけども、お話を聞いていると、長崎県と大分県とに飛行機が入ってくるということですけども、これは、長崎県と共同で誘致の取り組みをしたものなのか。もしくは向こうの航空会社のほうからオファーがあったものなのか。どういう経緯でこのチャーター便が長崎と大分に入ってくるようになったのかというを1つお尋ねしたいのと、予算特別委員会の中では、麻生委員のほうから愛媛県との連携というのもありましたけれども、ほかの県の空港との協働でそういった誘致活動というのが、これまで実績としてあるのか、もしくはこれから何か考えていることがあるのか、2点についてお願いします。

堀国際政策課長 最初の留学生の雇用に関する数々の障害に対しての対応なんですけれども、確かに、留学生を雇おうとすると、大企業の場合は在留資格というか、ビザを取るのに非常にノーチェックなのに、ほとんどの県内企業の中小企業の場合は、多大な資料を要求されて、チェックも厳しく、それが面倒なことをもって、本当は雇いたいんだけども、活用したいんだけども、という企業さんはいらっしゃるんですけども、阻害になっている。たとえ雇ったとしても、1年ごとにチェックが入って、本当にちゃんとした仕事をしているのかとか厳しく、当然しているんでしょうけれども、そういうチェックが入ると。

留学生というのは、非常に有能な方もいらっしゃって、活用していこうという形で今回事業を組んだんですけども、その障害につきましては、国の構造改革特区とか今ありまして、実は昨年度、大分県からも提案をいたしまして、中小企業だからといってそういった負担をかけるのはおかしいんじゃないかということで、今、まさにそのやりとりをやっている最中でありまして。法務省が相手なので、なかなか困難なところはあるんですけども、そここのところの取り組みはやっていきたいというふうに考えております。

土田交通政策課長 台湾のチャーターについてのお尋ねを頂戴しました。

1点目の、長崎と共同で行ったのかということについては、個別に営業活動を行った結果、運行会社であるマンダリン航空が、長崎と2地点間でチャーターを組んだという結果でございます。

他県との今後の協働につきましては、誘致という観点からしますと、どうしても空港間同士の争いという側面もありますので、少し難しいのかなと思っておりますが、一方で、観光という面からしますと、広域観光を打って、例えば今回も長崎県と協働で、九州北部を周遊していただく形に台湾のほうはなりますので、観光面では広域の移動というものをPRをしつつ、相手国に売り込んでいくということは重要だと思っております。

その後のチャーター便だとか定期便の誘致については、どうしてもライバル関係となってしまうので、ちょっと個別の交渉という形にならざるを得ないかなと考えております。

藤田委員 留学生の関係、ありがとうございます。実際にそういう取り組みが進んでいるということをお聞きしました。

もう1個、就職という部分とあわせて、留学生の起業ということに関しても結構ハード

ルが高いのかなという気がするんですけども、例えばインバウンド対策の中で、留学生が日本、大分にとどまって旅行会社、ツアー会社を立ち上げて、自国からのお客様を誘客をしていただくとかですね。

今、カンボジアのシェムリアップに行くと、日本人の旅行会社が何社もできて、そこを通じて国内ツアー、入り込み客の誘致も含めてやられているんですけども、ああいう形で大分県内でこういう起業ができないのかなというのをちょっと前から思っていたんですが、そういう取り組みについて、現状なんか動きとかもしあれば、お伺いをしたいと思います。

それと、航空会社の誘致に関しては、やっぱり空港間の競争があると思うんですけども、九州の広域観光の中で、やっぱり九州内としてそれぞれの空港の利害関係もあるんですけども、やっぱり一体的に九州として売り込むには、そういう方策というのでも1つあるのかなと思いましたので、またぜひご検討をいただければと思います。

堀国際政策課長 外国人というか、留学生を対象にした起業関係なんですけれども、確かに今の現状ですと、外国人であるということで会社を起こそうとすると最低500万円の資本金がないといけないという枠をはめておきまして、日本人であれば当然、小さい資本金でも多分、会社はできると思うんですけども。

ただ、それに関しても、非常に有能な留学生が、実際、大分市内と別府市内でインキュベーションセンターに入って実際起業されている方がいらっしやいまして、確かに観光業とか、貿易業で活躍していただいております。

それに関しましても、実は先ほどの構造改革特区とかで、実は同じように提案しております、大分だけはしっかりフォローができるので、それを例えば100万円とか、少ない資本金でも会社を起こして活躍できるようにしてほしいという提案をしております、これにつきましては、実は国の総合戦略特区でも一部認められつつありますので、こちらのほうが結構実現の可能性があるかなとは思っているんですけど、確かに、そのやりとりをしている最中でありまして。

土田交通政策課長 委員ご指摘のとおり、他県との連携というのはとても重要だと思っております。特に、誘致という観点におきましても、九州内の争いもありますけれども、九州のほかで言えば、四国とか、本州とか、東北とか、関東との争いもございまして、まずは九州の周遊というものを、他県と連携してPRをして、九州に他国の目を向けるというところからすると、他県との連携はすごく重要だと思っておりますので、その辺を意識しながら今後も取り組みを進めていきたいと思っております。

藤田委員 まず、インバウンド対策の関係で、今回の予算には多分入っていないんですけども、今回の調査で臼杵に行ったときに、いわゆる姉妹都市とか友好都市で、臼杵市の場合は敦煌との交流があって、それから、スリランカのキャンディとの友好関係が確かあったんですけども、お聞きすると、今ほとんど途絶しているというお話だったんですね。

例えば、敦煌にしてもキャンディにしても、古くからの遺跡とか石像だとかそういう文化があって、そこに観光に来られる方というのは、そういう目的で来られている。そうすると、臼杵石仏も関心を引くネタということになるので、そういうところに観光PRの拠点を設けて、設けなくてもポスターの掲示をして、ジャパン大分、臼杵石仏みたいなのをPRしていくというのは、物すごく僕は策としては効果的だと思うんですね。

先ほど、カンボジアのシェムリアップの話もしましたが、シェムリアップなんかは、夜、繁華街を歩いていると8割方が外国人観光客なんですね。なので、そういうところにアンテナショップ的なものをつくっておくとか、観光PR拠点を設けるだとか、ということは、そういう志向を持った方々に対する訴求力というのは物すごくあるような気がするんですけども、そういう姉妹都市、友好都市の活用、一部今回入っていたと思いますけれども、現状どうなっているのかということをお尋ねします。

細川観光・地域振興課長 観光面から申し上げますけれども、姉妹都市というのは、今主に中国とか韓国などが多かった関係で、やっぱり政治社会的な情勢によって非常に左右されるということで、ちょっと途絶えているところが多いかと思います。

近々の例で言いますと、九州観光推進機構とともにオルレの振興をやりました。特に別府市さんは昨年新しいコースを生み出して、志高湖周辺を巡るコースをつくったんですけども、実は、別府市さんは済州市と友好関係をお持ちでございます。ですから、オープニングのときに、市長からメッセージをいただきました。そういうことで、今、別府市のオルレはかなり好調に推移しています。

そういうことで、やはりこの姉妹都市の過去の経緯、そういうものをもう1回見直して、宇佐市が慶州とかねてから交流をしているとかいうこともありますので、そういうきっかけを各市が捉えて、観光誘客をそれに絡めてやっていくというのは、ひとつあるというふうに考えておりますので、そういう何かきっかけのときに、ぜひPRと一緒にやっていきたいというふうに思っております。

衛藤委員 38ページの国際航空路線拡充についてなんですけれども、議論の中で、旅客便の活用については非常に議論をよく伺うんですけれども、カーゴ便の議論というのが、余り聞かれないように感じます。

ちょうど2日前の29日に、宮崎県が、宮崎県と宮崎銀行とヤマト運輸、あとANA Cargoで、那覇空港が今、物流拠点、物流ハブになっています。国際物流ハブになっていて、そこを活用して、小口の県産品を、香港には最短で翌日に届くというのも含めた協定を2日前に結んだというニュースが出ていました。

そういう中で、大分県としてカーゴ便をこれからどういう形で活用していくのか。大分空港をさらに活性化していく中で、そういった動きというのが今どうなっているかというのを教えていただけませんか。

土田交通政策課長 カーゴ便につきましても、空港利用の促進という観点からは重要だというふうには考えてございます。

ただ、大分空港の立地でありますとか、あとは荷物の県内での集まりぐあい、物流の拠点としての集まりぐあいを考えた上で、物流事業者、あるいは貨物便としての航空会社としてどのように考えていらっしゃるのかというのを、きちんと伺った上で検討していかないといけないかなというふうに考えております。

今のところは、おっしゃっていただいたような、宮崎県のような取り組みの浸透はございませんので、少し勉強してみたいと思います。

衛藤委員 多分、これからの議論になってくると思います。企画振興部、交通政策だけじゃなくて、農林水産部であったり、部門横断的にいろいろかかわってくる問題だと思いますので、この辺の部長のお考えというか、今後どういう形でという方針だったりとか、部

長の今のお気持ちで結構ですので、お伺いできれば。

廣瀬企画振興部長 東九州自動車道が開通して、物流、人の動きもそうなんですけれども、物の動きも変わってくるし、大分は東の玄関口としてのポテンシャルが高いので、それで市内のほうで、今、衛藤委員からお話がありましたけれども、物流関係のプロジェクトチームを立ち上げました、本年度になってですね。

そこで、とにかく物の流れ、大分に集まるように、あるいは大分に集まったものが各県に流れるような拠点化ができないかというふうなところで、今検討しておりますので、これ非常に大切なことなので、宮崎県に負けないように、物の流れを引っ張ってこないといけないというふうに考えております。

阿部観光・地域局長 追加で情報をお伝えしておきたいと思います。

今回、JALが機材を大型化したしました。人を多く運ぼうということだったんですが、1番効果が出ているのは、カーゴというふうに聞いております。

それと、大阪も生鮮食品等を運んでいるんですが、やはり機材が小さいものですから、下に入れる分がかなり苦戦しているというふうに聞いています。

藤田委員 この間、関あじ関さばが福岡空港経由で東京に運ばれているという話があったのが、それは改善されているんですかね。

大分の機体が小さくてエアカーゴが使えないので、関あじ関さばは福岡空港から東京に持っていつているというのを、この間、関係者の方から聞いたんですけれども。

阿部観光・地域局長 正確なところを把握しておりませんので、調べてまたご回答させていただきます。

嶋委員長 ほかに何かございませんか。委員外議員の方は、何かございますか。

吉富委員外議員 インバウンド推進の関係を含めてなんですけれども、今、やはりLCC、ローコストの飛行機が、大分の飛行場にも入るようになりまして、目に見えて海外からの観光客がやはりふえているというふうに思っております。

実際に、この1年間でもJALの関係ですから、ジェットスターですか。ジェットスターの関係が、成田と大分で路線をつくっていただきましたので、大分もLCCの分が入ってきているんですけれども、この部分で、大体どれぐらいの外国人の観光客、インバウンドが入ってきているかという統計とか数字が出ているのであれば、まず教えていただきたいのが1件。

ワールドカップ、そして東京オリンピックという部分を考えると、このLCCを上手に使うということ、やはり大分県としても積極的に進めていくのが、九州アイランドという中の観光というものを含めて、大きな力だと思えるんですけれども、その辺のところの考えがあるのか。その辺のところも教えてほしいし。

土田交通政策課長 まず、ジェットスターの外国人の割合についてなんですけれども、現時点ではデータとしてジェットスターのほうから頂戴しておりませんので、そもそも彼らがとっているかどうか自体も含めて、調べてみたいと思います。

細川観光・地域振興課長 観光の面からでございますけれども、特に海外からおいでになる方というのは、まず最初に東京とか、大阪、京都というところに行くと思っておりますけれども、それを何とか大分に、九州に持っていきたいということで、九州観光推進機構としてもPRを行っております。

加えて、我々としても、東京在住のランド社、海外から誘致、あるいは商品をつくる
ところ、そういう方々を大分に招いて、大分のよさをPRさせていただいております。また、
坐来等を使って、大分のよさをPRする会なども設けて、今度のデスティネーションキャ
ンペーンにおいても、ランド社を招いて説明をさせていただいておるところでございます。

それと、やはり航空会社との連携も必要ですので、そのあたりも、今後検討していき
たいと思っております。

吉富委員外議員 LCCに関しては、実は福岡から入ってくるお客様が、大分県に対
してはやはり多いんですね。その辺のところも、大分の飛行場だけのLCCではなくて、九州
各県のLCCの分を調べていただけると大変ありがたいので、ぜひよろしく。これは要望
です。

細川観光・地域振興課長 実はことし、1つ動きがっております。宮崎空港に台湾から
入ってくる。宮崎県から、ぜひ大分と協力したいということで、宮崎から入ったモニター
ツアーを、県南、それから別府。非常に喜んでおりますので、そういう九州の中での連携、
航空会社との連携、そういうのを視野に入れて、今後とも取り組んでいきたいと思いま
す。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかに質疑もないようでありますので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、去る6月4日から26日にかけて実施しました県内所管事務調査のまとめを行
いたいと思います。

では、執行部の説明を求めます。

廣瀬企画振興部長 委員の皆様におかれましては、去る6月4日から6月26日までの間、
県下の企画振興部関係の施設、団体等を調査いただきましてありがとうございました。

今回は芸術文化短期大学、県立美術館を初め、地域活力づくり総合補助金や里のくらし
支援事業等で支援させていただいた団体、施設を調査していただきました。現地でご指導
いただいた貴重なご意見は、今後の施策に十分に生かしていきたいと考えています。

県内所管事務調査を踏まえまして、まとめとして地域活力づくり総合補助金や里のくらし
支援事業による地域支援について、支援制度と実績を改めてご説明するとともに、おん
せん県おおいたデスティネーションキャンペーンの地域の取り組みについて、具体例をも
って説明させていただきます。

担当所属長より説明いたしますので、よろしく申し上げます。

磯田地域活力応援室長 それでは、総務企画委員会資料の2ページをお開きください。ま
ず、地域振興関連補助金の概要について説明いたします。

上の段、地域活力づくり総合補助金は、新たな事業活動への挑戦を、補助率4分の3、
200万円を限度に支援するチャレンジ枠と、地域の特色を生かした持続可能な事業活動
を、補助率2分の1、3千万円を限度に支援する活動支援枠を設け、地域のさまざまな主
体の事業活動を支援しています。

基本的には、地域の実情に最も精通している振興局において、地域への波及効果や事業
の継続性等を検討した上で、きめ細かく柔軟かつ効果的に執行し、地域の活力づくりを進

めています。

本年度の予算額は、当初予算と肉づけ予算を合わせて5億円です。

次に下の段、小規模集落等対策の里のくらし支援事業は、生活環境や日常の買い物などに困りつつある小規模集落や山村・離島地域などに、安心して住み続けられるよう、複数の小規模集落等が連携し、広域で支え合う取り組み等を支援するものです。

県は補助率4分の3という高率で、300万円を限度に支援し、市町村も補助率5分の1以上を支援します。このため、事業主体である集落や地域の担い手の負担は、事業費の20分の1程度にとどまり、事業の採択は、地域の自治会、社会福祉協議会、経済団体に加え、振興局長、保健所長、警察・消防署長など関係者が一堂に会する、地域対策会議で協議・決定しています。

本年度の予算額は、当初予算に6,500万円認めていただいております。

続いて3ページをお開きください。地域振興関連補助金の昨年度の実績です。

地域活力づくり総合補助金は、振興局と本庁執行分を合わせ、301件の具体的な相談を伺い、約半数の147件の取り組みに対し、4億9,821万2千円を助成しました。

その取り組みの内容は、地域資源である鮮魚の付加価値を高める加工施設の整備や観光誘客対策、デザインを活用した地域情報の発信など、地域の実情に応じて多種多様なものとなっております。

次に、小規模集落・里のくらし支援事業ですが、この事業は、市町村において地域の要望を取りまとめ、市町村事業として一括申請するため、相談件数という形では記録しておりません。

この事業の昨年度の取り組みですが、緊急・災害時に備えたヘリポート設置や荒廃農地の再生など、主に地域の安全安心を高める28件の取り組みに対し、4,627万3千円を助成しました。

最後に、事業効果の把握・評価についてですが、両事業ともに、実績報告時に取り組みの効果を確認しておりますが、地域活力づくり総合補助金では、事業実施の翌年度10月に、集客や売り上げなどの経営活動状況を確認しています。

また、里のくらし支援事業は、複数年度にわたり支援する取り組みが多く、前年度までの取り組み実績を勘案して、当該年度の取り組みを構築することで、その効果の把握・評価を行っております。

以上です。

細川観光・地域振興課長 資料の4ページをお開きください。デスティネーションキャンペーンの地域における取り組みについてご説明いたします。

デスティネーションキャンペーンの取り組みは、実行委員会が主体となって実施する各種事業のほか、各地域において取り組む特別イベントも重要な構成要素となっております。

例えば、竹田式湯治博覧会や大分市のおおいたトイレナーレなど、キャンペーンに合わせて新たに企画されたイベントがございます。また、別府湯けむりライトアップのように夜市を同時開催して内容を拡充したものもございます。

さらに別府の混浴温泉世界のように、通常は秋に開催していたものをキャンペーン期間中に時期を変えたものなどがあります。期間中に県内各地で40を超える特別イベントが各地で開催されることになっております。

ライトアップでは、国宝の宇佐神宮や富貴寺で行われ、注目されております。夜のイベントでは、日田の屋形船でナイトクルーズが行われ、おもてなし花火も鑑賞できるように設定しております。

食・グルメでは、夏が旬の食材を使った中津のはもフェアが実施中であり、9月には日本全国の丼が別府に大集合する全国丼サミットも開催される予定です。歴史・文化では、国東市の文殊仙寺が奥の院に湧く霊水「知恵の水」を開放しています。

臼杵では大友家ゆかりの甲冑を公開する大友宗麟展も開催されています。

祭りでは、竹田市久住を拠点に世界で活躍する和太鼓集団T A Oが夏フェスを開催いたします。

草地踊りで有名な豊後高田市の「おおいた伝統芸能の祭典」では、本場鶴崎踊、津久見扇子踊り、関の鯛つりおどりなど大分を代表する郷土芸能が集結します。

アートの分野では、国内外のアーティストが3年に1度別府で作品を発表する混浴温泉世界が開催中です。日田市大山の出身の諫山創さんが原作者であることから、特別に開催される進撃の巨人展が、いよいよ明日から大分県立美術館OPAMで公開になります。

資料の5ページをお開きください。

課題とされる二次交通対策も各地で取り組んでいただきました。

路線バスでは、別府と由布院を結ぶ観光快速バスゆふりん、おんせん県を代表する温泉地である由布院、湯平、長湯を結ぶ湯めぐりバス、県立美術館と市美術館を巡るアート散策に便利な大分きゃんばすなども、新たに運行されています。

また、500円で市内の魅力あふれる観光地を回れる豊後高田市観光周遊バス、岳切溪谷や東椎屋の滝など夏にぴったりの涼スポットを巡る宇佐市観光周遊バス、九重“夢”大吊橋や飯田高原を満喫できる九重町内周遊定期観光バスなど、周遊バスにも各地が取り組みました。

その他、竹田市では大船山登山客のための観光登山バスの運行を始めました。豊後高田市では昭和の町を周遊するボンネットバスを運行中です。臼杵市では、タクシー会社と提携し、市内をお得な価格で周遊できるタクシープランをPRしております。

今後もホームページ上で地域イベントや二次交通情報を発信していくほか、市町村等と連携しながら、県外でPR活動を行うなど、多くの方々が県内各地に足を運んでいただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

井上副委員長 活性化関係についてですけど、個人が申し込むとか、市町村のほうで申し込んだり、なかなかまちまちでわからないところがあるんです。特に、個人の申し込みがあった場合での関係について、そこら辺のすみ分けとか、いろいろ考えていらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、そういった県外から企業の方たちが何とかしたいなど、地域に1つ何かつくっていろいろ活性化を図りたいということ、県外からの企業についての支援は、これは含んでおったですかね。

それと、応募の期間について。応募、募集をやっているんですかね。尋ねたら、もう応募切れていますとか。それともう予算がありませんて、何かいつも先に言われるんですよね。ですから、皆さん方も何月までの締め切りがどうだったかということ、大分県の全

体的な予算の枠がわからないものだから、返事はそういうようなことになる場合が多いんですよ、ありませんとか、わかりませんとかって。その辺のところの、いわゆる応募する時期、そういった方針があったらお聞きします。また、企業の場合についての対応、それから個人的なことについての対応の仕方。

それと、恐縮ですけども、地元の県議会議員は、あんまりこういったことについて、知らない場合が多いんですよ。できれば、こういった内容で、今申請が出ていますとか、こういうふうに決まりましたということ、何か知らせていただけると大変ありがたいと思うんですけども、その辺のところの配慮ができるかどうかですね。よろしくお聞きしたいと思っておりますけれども、そういったところでございます。

磯田地域活力応援室長 地域活力づくり総合補助金に関するお問い合わせと承りました。

まず最初に、仕組みのところにつきまして幾つか今お聞きしたところを申し上げます。

まず、事業主体としましては、個人の持ち込みも可能でございます。ただ、その事業の内容が、地域への波及効果があるものかどうか。単純な個人的な経営であるとかいうようなものでは、それはある意味、商工関係の支援ということになりますけれども、総合補助金で行う場合には、地域の活力をふやしていく、つくっていくというところに視点がございまして、主体は個人であれ、あるいは先ほどお話をいただきました企業であっても可能でございます。ただ、内容が、しっかり地域の方に波及効果のある取り組みになっているかどうか、これが1番重要であるということになります。

県外の企業の持ち込みという話もございました。県外につきましても、もう既に例もございまして、それも、切り口は、県外の方であっても、県内に住んでいる住民の方にしっかり波及効果があるかどうか、これが1番重要でございます。ですので、そういう観点から、振興局では、事業内容を精査をさせていただいているところでございます。

応募期間というものは特にございません。これは、予算の限り、事業案件を全てお聞きしながら進めていくということになります。ただ、予算があるかどうかというところは、これはやはり予算ですので、限りのある場合もございまして、25年度までは、おおむね予算が不足するという自体はございませんでしたので、予算がありませんというお答えの仕方はなかったかと思っております。

ただ、26年度につきましては、年度末のところでは事業の計画からすると予算が不足するというのが見えてきておりましたので、26年度につきましては、議会にお諮りをいたしまして、補正予算を組ませていただき、増額をさせていただいたということがございました。

ですので、今後とも、基本的には非常にいい事例がたくさん上がってきたときに予算が不足するということがございましたら、財政当局と協議をしながら検討していくということになるかと思っております。

それから、地元の県議の先生方に、もう少し情報をというお話がございました。こちらのほうにつきましても、件数が150件ぐらいになりますので、細かいものもちょっとございまして、比較的大きなものにつきましては、地元の先生方にはこういう事業が今度入りますということでお伝えしていきたいと思っております。

これまで、仕組み的には情報として、こういう状況、事業が起こっておりますというのはお伝えしていたかと思っておりますけれども、まだ不足していることがあろうかと思っております。

ので、その点は振興局とまた話をし、小まめに情報を先生さん方に届けていくようにしていきたいと考えております。

以上です。

井上副委員長 ありがとうございます。もう1点、市町村が申し込む場合についての件数というのは結構あると思うんですけども、その辺と、企業とか一般とか、その辺のところ。

何が言いたいかというと、いわゆる個人なり法人なりすると、負担金ができないでなかなか厳しい面があるので、その辺のところと、いや、これ市町村が申し込むんだったらすんなりいくという、その辺のところを、その対応について、どういった対応がいいか、そういった希望のある人には、そういうきちっとした説明をしていただきたいと思います。どうもその辺のところはまだもたつくところがあるので、市町村の職員だって、なかなかこういった内容とか、活性化の事業があるということを知らない人が多いんですよ、意外と。

ですから、その辺のところ、いわゆる周知徹底をもう少し明確にさせていただけるとありがたいと思うので、その辺のそういった説明を的確にお願いしたいと希望をいたします。要望です。

元吉委員 里のくらし支援事業の件で聞きたいんですけど、複数集落が協力しているいろんなことに取り組むという、具体的な内容、あるいは地域とか具体的な内容を少しご説明いただきたいと思います。

それと、非常にこういう寂れ防止事業といいますか、中心商店街の活性化とか、こういう小規模集落対策というのは非常に難しくて苦慮されていると思うんですけど、例えばこの事業に対して、市町村事業を入れますと1億1千万円ぐらいの予算ですか。これ毎年、年を重ねていくわけですけど、恐らく今の現状の中でやることしか、市町村にしても、地域にしても、取り組みができていないんじゃないかなというような気がするんですけど。

例えば、10年後のシミュレーションを出して、それに基づいてどうするかとかいうような、そういった発想というか、形でこの事業の組み立てというのをやっているのかなというのは非常に気になります。

恐らく10年後で、小規模集落を維持できるところが果たしてどのくらいあるのか。あるいは、その小規模集落が2つ、3つ集まった場合に、どのくらいの人口と年齢層になって、どうやってこの地域を守れるのか。あるいは、守れないと仮定した場合にはどうすりゃいいかということまで踏み込んで予算づけしていかないと、この寂れ事業というのは、寂れ事業というのは私が勝手に言うんですけど、金は毎年突っ込んでいって、累積するとすごい額になると思うんですよ。

例えば、累積した額を、そういう事業に使わずに10年後にこうなるというような状況の中で、この事業を起こしましょうとかいう具体的なと言いますか、将来わかっている推計の中で、どういう事業に起こして予算をつけていくかということを考えないと、今まででもそうでしょうけど、つけていったものが、そのときの状況だけで予算づけしていく。これも大切だと思います。しかし、もうちょっと本当に残せるのか、残せないのか。残せないとしたら、地域の人たちにどういいう話を持っていって、どういいう地域づくりをやろうということ、具体的に地域の人たちも、10年後どうなるのかなという不安はありながら、

そういった具体策というのは実際持っていないと思うんですよ。

そこを、やっぱり住民の皆さんと、例えば市町村が考えるということ、ぜひこの中でやってもらいたいと思うんですけど、その2点について、話が長くなりましたけど、方向性というか、考えがあったら教えていただきたいなと思います。

磯田地域活力応援室長 まず、最初にお話しいただきました、複数集落が集まって住むというような事業のイメージということでございましたけれども、実は、小規模集落対策を始めたときに、1番最初に宇佐市の佐田地区で広域でやりたいというお話が起こってまいりまして、集落の中の見守りであるとか、草刈りとか、そういった事業を単独の集落ではできないので、隣の集落だったらまだ若い人がいるという人たちと一緒に、神社の草刈りをするとかいう事業を始めたというのが、大分県での複数集落が集まって隣の集落を助けるとかいう事業が始まった1番であったと思います。

同じように、お祭りをその集落だけで支えるのではなく、周りの集落みんなでお祭りをやっていきたいと思いますとか、あるいはお祭りの道具がなくなったので、幾つかの複数の集落で似たようなお祭りがあるときには、例えば太鼓のいいのを1個買って、その太鼓を持ち回りで使いたいというような形で発案されたものに支援してきたということがございます。

それから、委員に今ご指摘をいただきました集落によりましては、今後、10年後どうなるのかというところが非常に心配だという話もよく伺っております。

まず、この里のくらし支援事業というのは、当然、今ここで生活している方の、今、直面している課題にどう対応していくのかという、現代の課題に1つ1つ対応していきましょうというつくりになってございます。

それで、10年後どうするのかという話がやはり出てまいりますので、それは、最近よく出てきておりますけれども、地方創生の中に、あるいはまち・ひと・しごとづくりというような、今後の人口推計等をまずは見ながら、その中でどうやっていく必要があるのか、やっぱり人を外から呼んでくる必要があるのではないかとかと言ったような、先々を見込んだ事業というものも、今、全体のビジョンを作成している最中でございます。

この里のくらし支援事業につきましては、目の前の、今、住み続けたいという方の現実的な課題に1つ1つ丁寧に対応をしていきたいと思いますという事業が、この事業ということになるわけでございます。

ただ、総合補助金というのがありますので、こちらのほうは、外で生きていくための、例えばいろんな商売であるとか、いろんな加工工場をつくるのかといったような、先々に役立つような事業は、そちらのほうで実施することも可能になっておりますので、そういった現実的な目の前に対する事業と、それから、先々の活性化をどうやっていくのかという事業の両面で対応していくという状況でございます。

以上です。

元吉委員 ありがとうございます。それで、例えば地域の人たちが、自分たちの10年後はどうかと。あそこの家もおらんごとなる、この家もおらんごとなるなというぐらいの感覚しかないんだと思うんですよ。

ぜひ市町村に働きかけて、本当に地域のそれぞれの10年後のシミュレーションと申しますか、状況が、このままでいけばこうなりますというものを、やっぱり地域の人たちに

きちんと提示して、その中で地域の人たちが隣接の区も含めて、こういうふうに行っているやという地域のそれぞれの事情の中で、地域の人たちが、こういうふうに行っているかとなというものを、やっぱり発想させるということは非常に大事ではないかなと思いますよ。

もちろん、これは地域から上がってきた要望でしょうけど、それはあくまで今の状況の中で言われるとおり、支えていかなくちやいかんということだと思わなければならないんですけど、大切なのは、10年先に、うちの地区は3人しかおらんようになるのかというようなシミュレーションになってくると思われますよ。それを地域住民に見せるというのは酷だし、怖いだらうと思わなければならないんですけど、その現実の中でその周辺部の地域の人たちが、どういう施設が要るんだとか、10年後のためにどういうものが欲しいんだとかいうものを発案させるといいますか、立案させるというような、やっぱり機会といいますか、考える機会、話し合う機会の土台を、ぜひ市町村につくっていただきたらと思いますので、県からもぜひ働きかけていただきたいなと思います。

藤田委員 今回の事務調査の中で印象的だったのが、やっぱり廃校になった小学校や中学校が、あのように有効に使われているというのはとても印象的でした。ぜひ、そういう事例等を分野ごとに、それぞれの集落、今までこの事業を使っていない方々にも、ヒントとして提供できればいいなというふうに思いました。

それと、デスティネーションキャンペーンの関係は、本当にいろんなイベントがあっていて、県民の方にこそ、ぜひこれを体験していただきたいなと。こういうイベントだとか、二次交通の面も含めて。

それで、県民向けのアピールやPRというのはどうなっているのかなということと、もうちょっとインセンティブが働くような仕掛けはないかなという気がしているのが1つ。大分については、トイレナーレともう1個たしか、とり天ナーレというのがあったと思わなければならないんですけど、「オオイタ・鶏ビアン」になってしまった。

ちょっと聞いたら、「とり天ナーレ」は、個人の方が商標登録してしまって使えなくなったとかいうような話を聞いたんですけども、それもどうかなというふうに思わなければならないんですけど、こういうイベントのネーミング自体にそういう権利関係が発生しているのもちょっと驚きだったんですけども、その辺の取り組みというのは、どこか意識してやられているところがあるのかなというのをお聞きします。

細川観光・地域振興課長 デスティネーションキャンペーンのPRでございました。これは、実は市町村が各地域で行う分については、県としてPRというのはなかなか難しいです。ですが、今回はデスティネーションキャンペーンということで、ガイドブックを40万部刷らせていただいております。その中に、県外にも県内にも配っておるんですけども、ぎりぎり4月末ぐらいまでに予定が決まったイベント等は、しっかりと記載させていただいて、配布をさせていただきました。

それから、各市町村は、メディア等にアタックをかけております。今度、豊後高田市、それから国東市を中心に、渡辺通りにアンテナショップというか、ブースを設けますので、そういうところでも福岡ではPRできる。そこで、全体のガイドも置いてもらおうというふうに思っておりますし、また、東九州道のPRとして、7月18日から割安で、宮崎、大分を回れるパスというPRも県外向けに行いますし、そういうことで、市町村と協力し

て、県内、県外、総合的にこの期間でPRを、お金がふんだんにあればできるんですけども、できるところからしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それから、とり天ナーレの話ですけど、とり天ナーレは、私も食のイベントということで、大分市のコンペに参加しました。鶏のイベント、食のイベントを大分市さんがやろうということで、商標を意識した取り組みかどうかというのは、私は認識していないので申しわけありません。

ただ、県下でも、お土産をつくるときに、商標とか一緒の問題で使えなかったという事情もありますので、そこは今後、観光に取り組む中で、少し意識しながらやっていかなければならないかなと思っております。特に、大分県は「おんせん県おおいた」で商標登録問題がありました。少なからず地域の方も意識はしていただいていると思うんですけども、そこをチェックするシステムというのがなかなかないので、今後勉強をさせていただきたいと思えます。

嶋委員長 私から1点、県内所管事務調査で訪れた別府ロープウエーですけど、この別府ロープウエーは、アメリカのニュース専門放送局、CNNに、日本の最も美しい場所に選ばれております。選ばれた場所は、全国31カ所です。大分県は、ロープウエーと宇佐神宮が選ばれております。

しかし、この情報は県の観光ホームページで発信をされておられません。5年前の本会議で知事は、この観光ホームページについては、非常に情報が豊かで旅をしやすいというふうに言われたいと。外国人についても、その興味をそそるホームページをつくりたいと、こうおっしゃっておりますが、この知事の基本的な考え方が実践はされていない。少しアンテナが低いのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

細川観光・地域振興課長 ご指摘のとおりでございますが、今回、3月の補正予算で、インバウンド対策としてホームページ、ツーリズムおおいたが運営しておりますけど、これをリニューアルいたします。

その中で、ぜひこのCNN、アメリカでのベスト10に入ったもの、それから、今うみたまごもかなり上のほう、アフリカンサファリのほうも、旅行会社の調査では、世界でかなり上のほうにいらっしゃいますので、そういう情報を折り込んで、PRを始めたいと思っております。

また、そういう情報があれば、ぜひまたいただきたいと思えます。特に、海外向けには有効であろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

嶋委員長 せっかくお金をかけてホームページをリニューアルするわけですから、我々も情報提供はしっかりやっていきますが、皆さん方も、よりアンテナを高くして、効果のある情報発信をぜひしていただきたいと思えます。ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これで、県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から法令に基づく報告の申し出がありますので、これを許します。

なお、報第6号大分県長期総合計画の策定について及びその他の報告の①大分県長期総合計画について、②安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）については、関連しますので、一括して説明してください。

廣瀬企画振興部長 議案書の66ページをお開きください。

報第6号大分県長期総合計画の策定についてですが、計画の策定に当たっては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に、立案段階での報告が定められておりますので、今定例会では、策定の概要を報告させていただいております。

議案書と一緒に配付した、別冊資料大分県長期総合計画の策定についてをごらんください。

1ページをお開きください。

まず、計画の策定にあたっての1計画策定の趣旨ですが、現行の長期総合計画が、本年度、目標年度を迎えています。これまで、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、各分野の実績もあがってきました。一方で、人口減少やグローバル化の加速、また、地方創生が大きな課題となっています。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、現行計画の本年度末の終了を待たず、新たな計画の策定を行うこととしたところです。

2の計画の性格・役割ですが、この計画は、県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであります。

計画の期間ですが、本年度、平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間としています。

計画の構成ですが、基本構想編と基本計画編の2部構成とし、基本構想編では時代の潮流と基本目標、基本計画編では政策・施策体系を示すこととしています。

2ページをごらんください。時代の潮流を5つ掲げています。

人口減少とグローバル化では、人口減少の緩和など5つの方向性、価値観の多様化とライフスタイルの変化では、大分の魅力づくりと情報発信など6つの方向性。それから3ページになりますが、安心・安全で心豊かな暮らしの志向では、子どもを生き育てやすい環境づくりなど9つの方向性、雇用の受け皿づくりと多様な参加では、農林水産業の更なる構造改革など8つの方向性、未来を拓く人材の育成では、子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進など5つの方向性を、時代の潮流として捉えています。

次に4ページの基本目標についてです。

県民が暮らしを立て、仕事をして、子どもを育てる大切な古里として、誰もが心豊かに安心して暮らし、活力があり仕事ができ、将来とも発展可能性豊かな大分県をつくるため、県民とともに築く安心・活力・発展の大分県を、基本目標として、掲げております。健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県、いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県、人を育み基盤を整え発展する大分県を目指したいと考えています。

他方、地方創生についても記述しております。この地方創生は、本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にするものであるため、これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、あわせて地方創生に取り組むこととしております。

その際、①人を大事にし、人を育てる、②仕事をつくり、仕事を呼ぶ、③地域を守り、地域を活性化する、④基盤を整え、発展を支えるという4つの視点で進めていきます。

こうした基本目標の実現にあたり、大分県の未来を担い、その中心となるのは県民であることから、3つの基本姿勢を掲げ、県民中心の県政を引き続き推進していきます。

5ページをお開きください。5ページ以降に政策・施策体系を掲げております。

まず安心の分野では、10の政策と26の施策を掲げております。

子育て、健康長寿、障がい者、環境、安全・安心な暮らし、人権、地域社会、県民活動、安全・安心な県土づくり、移住・定住の促進といった政策・施策を掲げております。

6ページの真ん中から活力の分野ですが、7つの政策と18に施策を掲げております。

農林水産業、産業の振興と人材の確保、男女が共に支える社会づくり、ツーリズムの推進、海外戦略、大分県ブランド力の向上、活力みなぎる地域づくりといった政策、施策を掲げています。

7ページの発展の分野では、4つの政策と16の施策を掲げております。

「教育県大分」の創造、芸術文化、スポーツの振興、交通ネットワークといった政策を掲げています。

それから8ページの中段から地方創生を掲げています。

この安心・活力・発展の各分野別の政策から、地方創生につながる内容を盛り込みまして、基本目標に掲げております地方創生の4つの視点で、分野別の政策を横断的にまとめているところであります。

以上が、計画の策定にかかる概要の説明であります。

今後のスケジュールについてですが、近々、パブリックコメントを実施いたしまして、さらに策定県民会議等を開催いたしまして、内容を詰めまして、次回の定例会で議案を上程をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

中島審議監兼政策企画課長 続きまして、今、部長がご説明をいたしました政策体系のうち、企画振興部所管の政策・施策につきまして、概略をご説明いたしたいと思っております。

資料は、このお手元のちょっと厚い、新たな政策・施策と主な取り組み（案）、これをお使いいただければというふうに思っております。

なお、新長期総合計画につきましては、これまで5月15日、それから6月9日、2回ご説明をさせていただいておりますけれども、今回は、前2回のご意見、それから策定県民会議等々での意見を踏まえまして修正したものでございます。

また、今回、目標指標というところにつきましても記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをめくっていただいて目次の2でございますけれども、まず、企画振興部関係の政策施策の全体を簡単に申し上げたいと思っております。

目次の2の上のほう、7地域社会の再構築のうち（2）ネットワーク・コミュニティの構築、ここが企画振興部関係。そのほか、10コミュニティーを維持する移住・定住。

それから、次のページをめくっていただきまして、目次の3の中ほどでありますけれども、人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進。

目次の3のところでありまして、中ほどのところ、海外戦略の推進。それから、6大分県ブランド力の向上。7活力みなぎる地域づくりの推進。

それから、目次の4に行きまして、発展1の生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち、（5）の「知（地）の拠点」としての大学等との連携。それから、その下、2芸術文化による創造県おおいの推進のうち（1）と（2）。

それから、3スポーツの振興のうち（3）の部分。

そして、最後でございますけれども、4の「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実。

以上が企画振興部の関係でございます、10政策、14施策となっております。

それでは、施策ごとにご説明をしていきたいと思っております。

まず、41ページ、42ページをお開き願いたいと思っております。

主に、これ1施策見開きになっておりますので、右側のページの主な取り組みと目標値のところをご説明をしてみたいと思っております。

(2) ネットワーク・コミュニティの構築でございますけれども、これは、新しい施策ということで掲げておるものでございます。住みなれた地域に住み続けたいという住民の思いをかなえるために、集落機能を広域で補い合うというネットワーク・コミュニティの形成を推進していきたいというものであります。

この主な取り組みでございますけれども、①のネットワーク・コミュニティづくりの推進、②の小規模集落対策の推進、③の生活交通の確保・維持に組み込みまして、ネットワーク・コミュニティを構築していきたいと思っております。

新規事業でも、この辺のことを説明させていただきましたので、詳しい説明は省略をさせていただきます、目標指標でございますけれども、下の四角のところを書いてございます、1番左側。ネットワーク化の希望をかなえた集落数。県内4,200ほどの集落がございますけれども、目標値、平成36年度にはネットワーク化を図る集落数1,500を目指すということで考えております。

次に、53、54ページをお開きいただきたいと思っております。

移住・定住のための環境整備とU I Jターンの促進であります。人口減少を緩和して、社会増減を均衡させるためには、移住・定住、U I Jターンが極めて重要だと考えておりますので、今回新たな政策として盛り込んだところでございます。

主な取り組み①のU I Jターンのためのきめ細かな情報発信や支援、②移住の受け皿となる仕事づくり、③移住後の定住対策の促進、④定住につながる空き家の利活用の促進、⑤移住・定住を促進する新たな展開、といったところを総合的に実施してまいりまして、移住・定住につなげていきたいというものであります。

目標指標につきましては、移住施策を活用した移住者数、それと、空き家の利活用数の2つを掲げております。

それから、79、80ページをごらんください。活力の中のツーリズムの推進であります。海外誘客と国内誘客の推進でございます。

主な取り組み、まず、①の海外誘客対策の強化では、誘客対象地域を東南アジアから欧米まで拡大しまして、ターゲット国に応じた魅力ある環境づくりを行っていきたく思っております。

それから、ラグビーワールドカップ、東京オリンピックを契機とした世界への情報発信を行いますとともに、観光案内所の整備、特区ガイド、免税店の拡大、Wi-Fiなど、ソフト、ハードの両面から取り組んでまいります。

②の国内観光客の確保につきましては、MICEや教育旅行、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、スポーツツーリズム、ロケツーリズムといったところに取り組みますとともに、二次交通の整備にも力を入れていきたいと思っております。

③「ONSEN ISLAND KYUSYU」など、広域連携の強化のほか、④の体制の整備では、ツーリズムおおいたの充実も図っていきたいと思っております。

目標指標につきましては、県内宿泊客数、外国人宿泊客数といたしております。

1ページめくっていただき81、82ページであります。おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興であります。主な取り組みでございますけれども、①の観光人材の育成として、観光ガイド、ツーリズムガイド、おもてなしサポーターの取り組みを継続してまいります。

②おんせん県ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立、こういうことで、温泉そのものの磨き上げや世界農業遺産、日本ジオパークなどの地域ブランドを活用していきたいと思えます。また、六郷満山が開山1300年を迎えますので、こうしたタイミングを捉えて、観光誘客にも取り組んでまいります。

それから、③観光消費の増大につながるサービスや商品の開発を促進することによりまして、④観光関連産業を成長産業化いたしまして、雇用の拡大につなげていきたいと思っております。目標指標につきましては、観光入込客数、観光消費額との2点を掲げております。

また、次のページ、1枚めくっていただいて、83ページ、84ページをお開きください。海外戦略の推進ということで、海外に開かれたネットワークづくりと輸出促進でございます。

主な取り組み、①海外の活力を取り込むということで、グローバルなものづくり産業やサービス産業の海外展開支援をこれまで以上に充実してまいります。

また、②海外の人材の取り込みでございますけれども、これは、先ほどもお話がございましたが、本県の強みである留学生を活用した取り組みといたしまして、留学生の就業、創業支援ですとか、留学生OB等を活用した海外とのネットワーク強化に取り組んでまいります。

目標指標につきましては、海外展開企業数を掲げてございます。

また1枚めくっていただいて、85ページ、86ページでございます。戦略的広報の推進であります。

主な取り組み、①「おんせん県おおいた」のさらなる浸透や、②世界農業遺産、ユネスコエコパークなど、世界ブランド、地域ブランドの活用。

それから、④ターゲットを明確にした広報ということで、口コミやネット、あるいはSNS、スマートフォンなどを上手に使っていききたいというふうに思っておりますし、⑤海外広告にも力を入れてまいります。

目標指標につきましては、地域ブランド調査の魅力度ランキングを掲げてございます。

また1枚めくっていただいて、地域の元気の創造では、地域活力づくり総合補助金などを活用しながら、主な取り組み掲げているような取り組みを推進してまいりたいと思えます。

また、⑤にありますけれども、地域に活力を生み出す経済基盤の安定と仕事づくりといったところは大変大事だと思っておりますので、6月9日もご説明しましたけれども、県内振興局ごとの特長を生かした取り組みを、次のページ等に掲載してございます。

目標指標は、地域活力づくりの取り組み件数を掲げております。

ちょっと飛びまして、115、116ページをお開きください。芸術文化の創造でございます。

主な取り組み、①芸術文化に触れる機会の提供、②県立美術館における鑑賞・創作機会の提供をしっかりと行ってまいりたいと思います。

また、③芸術文化活動の推進、芸術文化の人づくりということで、県民芸術文化祭の開催やオリンピック・パラリンピック文化プログラムに取り組んでまいりたいと思います。

また、別府、国東、竹田など、アートプロジェクトの促進やこうしたプロジェクトをマネジメントする人材の育成についても取り組んでまいります。

目標指標につきましては、県立美術館の入場者数でございます。

また1枚めくっていただき、117、118ページであります。芸術文化ゾーンを核としたネットワークづくりということで、主な取り組み、①芸術文化ゾーンを核とした取り組みということで、県立美術館、総合文化センターが核となりまして、県内の文化施設や文化団体とのネットワーク化を推進しますとともに、アーティストやクリエイターが交流、創造する場の創出など、多様な事業を展開してまいりたいと考えております。

②芸術文化の創造性を生かしてさまざまな行政課題の対応を行うとともに、③創造性を生かした地域づくりということで、芸術文化の振興と観光地域振興の一体的な推進、それからアーティスト・クリエイターの集積を推進してまいりたいと思います。

目標指標につきましては、子どもたちが芸術文化に触れる機会ということで掲げております。

125、126ページをお開きください。スポーツによる地域の元気づくりであります。

主な取り組み、①のラグビーワールドカップ2019の開催成功、②国際スポーツ大会等の誘致、③スポーツ文化の定着とスポーツツーリズムの推進に取り組んでまいります。

目標指標につきましては、スポーツ合宿等の実施件数といたしております。

また1枚めくっていただいて、人の流れ、物の流れの拠点づくり（九州の東の玄関口としての拠点化）でございます。

主な取り組み、①公共交通ネットワークの充実・強化ということで、フェリー、バス、航空、鉄道の利便性、回遊性の向上に取り組んでまいります。

また、②大分の強みである港湾や行路の充実を生かした拠点化、③大分空港の利便性向上や利用促進、④陸上公共交通の結節点の強化に取り組んでまいります。

目標指標につきましては、広域公共交通輸送人員としております。

また1枚めくっていただいて、広域交通ネットワークの整備推進でございます。

主な取り組みでございますけれども、②の東九州新幹線の整備など、鉄道の高速化に取り組むとともに、③広域交通ネットワークの強靱化ということで、太平洋新国土軸構想についても推進してまいりたいと思います。

また1枚めくっていただいて、131、132ページであります。まちの魅力を高める交通ネットワークの構築ということで、利便性の高い公共交通サービスの充実に取り組んでまいります。

以上、新長期総合計画における企画振興部の政策施策ございましたけれども、地方創生のところも簡単にご説明をしたいと思います。

133、134ページ以降に、地方創生について、先ほど部長からありましたけれども、

4つの視点に取りまとめております。

これは、地方創生ということで安心・活力・発展に書かれている取り組みの必要な部分だけ取り出して、この4つの視点で再構成をしたというものでございます。ただ、目標指標につきましては、地方創生独自に掲げているところもありますので、その部分だけご説明をしたいと思います。

まず134ページ。人を大事に、人を育てるところの目標指標の1番上。若い世代の結婚・子育ての希望の実現。合計特殊出生率1.57を、平成42年に2.0まで伸ばそうというものであります。

それから、135、136ページ。仕事をつくり、仕事を呼ぶというところでは、目標指標を魅力ある仕事づくりによる新たな雇用創出を掲げてございます。

それから138ページ。地域を守り地域を活性化するにつきましては、目標指標で人口の社会増減。現状値マイナス2,648人を、平成31年に増減均衡させるという目標値を掲げてございます。

以上が、企画振興部関係の新長期総合計画の内容でございます。

続きまして、今度は、お手元の総務企画委員会資料をごらんいただきたいと思います。

安心・活力・発展プラン2005の進捗状況につきまして、目標指標の達成状況の報告を行いたいと思います。

例年でございますと、第3回定例会におきまして、実施状況の評価を報告しておりますけれども、今回は新しい長期総合計画の策定に当たりまして、現行の長期総合計画の進捗状況をご確認いただくという目的で、評価に先んじて報告をしたいというものでございます。実施状況の評価につきましては、改めて第3回にて報告をいたします。

安心・活力・発展プラン2005では、20政策、57施策から構成されておまして、施策ごとに192の目標指標を設定してございます。

指標の達成状況についてですけれども、上の①の表の表頭にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4区分としてございます。

現在、26年度末の状況について取りまとめておりますけれども、192指標のうち、2指標が集計作業の関係でまだ数値は出ていませんので、その2指標につきましては、25年度の実績を使って暫定的に集計をしたというものでございます。

上の表の26年度達成状況、暫定値の行をごらんください。

最終年度、27年度の目標値に対する達成状況は、「達成」が79指標、全体の41.1%となりまして、90%以上の「概ね達成」を合わせますと140指標、全体の72.9%というふうになっております。

下の②の表は、最終年度、27年度の目標値に対する達成状況の推移を、年度ごとに棒グラフであらわしたものでございます。棒グラフは、下から「達成」、「概ね達成」、「達成不十分」、「著しく不十分」をあらわしております。27年度の目標の達成に向けて、全庁で取り組みを強化しているところでございますけれども、過去3カ年の平均伸び率で27年度の見込みを推計しますと、162指標、84.4%程度が「達成」、または「概ね達成」というふうになります。

私からの説明は以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、何かご質疑はありませんか。

元吉委員 U I J ターンの推進について、事例を挙げてお話をさせていただきたいんですけど、さっきの人口問題とも絡むんですけど、U I J ターンで、せっかくこの大分県に来よう、あるいは帰ろうというケースがあると思うんです。

これ大分県だけではなくて、全国同じだと思うんですけど、U I J ターンで田舎に行こうという人は、まず目的といいますか、自然の中で、豊かな環境の中で過ごしたいということがまず大事だと思う。

実は、安心院で子供が2人か3人か、陶芸家の若い夫婦が安心院にIターンで来て、そこで住む家はあるんです、住む家は。それで、陶芸の施設をつくりたいということで、来て、相当、市の農政課やら農業委員会に行って、結局できずに、もうへこたれていまして、そこで私に知り合いから話がありまして、行ったんですよ。

そしたら、市の農業委員会、農政課も、何とかしてやりたいなということで、いろんなことを考えて、こうやってみたら、こういう書類を出してみたらどうですかとかいってやるんですけども、その本人にすれば全くの素人の人ですから、ああ言えばこう言う、今度行ったらああ言うて、もうどうなっているんですかというような状況ですよ。

そして、そこに工房を建てるというのに、工房でも、こっちに移り住んで家を建てたいというのでもそうなんですけど、まず、Iターン、Jターンにしても、住みたいところというのは、100%農振地域です。農地法にひっかかります。

この件についても、せっかくのIターンで、しかも若い夫婦で、ここで子育てをして陶芸をやりたいと。陶芸というのは、こんな田舎にいても、何かいろんなイベントとかネットとかでやれるらしいんですよ。

私もいろいろ、市にも行きましたし、県の農地農振室にも行きましたけど、結局だめでした。だめでしたというか、実は、私は仕事柄、農振法、農地法のプロでございまして、制度はおそらく1番よく知っていると思います。当然、無理だなということはわかっているんですよ。

しかしながら、Iターンというそういう状況の中だから、何とかならんかなと、方法ないですかと。担当室長も物すごく、何とかしようといういろいろ検討してくれました。結局、結論から言いますと、パイロット事業にしたブドウ園の跡地がやぶになってしまって、農地の復元はどうしても不可能ということになれば、非農地証明というのが出せません、市の農業委員会で。これは、県の許可も要りません。単独で出せません。そうするしか方法がないなど。非農地証明を出すということは、地目が原野なり山林なりに変わる。もう農地から外れるということになれば、建物も建てられるということです。

何が言いたいかというと、結局、農地農振室の立場から言うと、してあげたくてもできないという状況なんです。これ、恐らくIターン、Jターンで全国に行きたいという人、みんなひっかかる問題だと思います。それで、やっぱりそういった意味で、ぜひ企画振興部が入って、何か方策を考えていただきたい。例えば、県の条例改正で、特例でできるのか。あるいは、国の法律として改正しなくちゃいかんのか。国の法律として改正しなくちゃいかんのであれば、これ全国共通です、この問題。各県下にそういった状況を発信する。あるいは、大分県の国会議員さんたちに働きかけをしてもらおうとかですね。やってやらないとせっかくIターン、Jターンで大分県に行こうとしても、1番のネックはここです。IターンやらJターンの人たちは、特例を設けてやるという状況をつくってやらないと、

全部そこでひっかかる。農地農振室で単独で論議できるかというたら、もう法律論、がんじがらめ、1番たちの悪いといえますか、私からいいますと1番始末が悪い農振法、農地法の、法を守りながら進めていかなくちやいかんというところですから、難しいんです。

それで、ぜひ企画振興部が入っていただいて、そこ庁内協議をしていただいて、何か方法は無いのかということ、やっていたきたいなというお願いなんですけど、詳しく言うといろいろ時間がなくなりますけど、非常に難しい問題なんですけど、そういった他県からの、都会からの受け入れをスムーズにするために、またそういった人たちが家を建てるなり、ある家を買って、横に畑があったら——畑が100坪しかなかったとします。それでも、100坪でも、そういう人たちは農地の取得を特例で認めようとか、何かつくっていかないと、これが全部ネックで進まないというのが、これ全国同じだと思います。

その辺を、農地農振室長と農振法の問題も絡み合わせて、何か企画振興部が連携をとりながら、国の方策を変えるなり、県の条例、特例でできるなり。県の条例ですするというのは難しいと思うんですけど、何かそこら辺をつくり上げていただきたいなと。

もし、県の条例、国に関係なくそれが可能であれば、大分県が先駆けていただいて、情報発信すればいいかなと思うんですけど、とにかくそこがネックです。

だから、I Jターンを推進しようといったって、例えば私は四日市におります。四日市の10号線の横に、帰ってそこに住みはせんですよ。その人たちが住みたいのは自然の中であり、いい環境の中で過ごしたいと。あるいは、安心院のその人たちも、小さい子をこの中で育てたいということで都会から来るんですから、必ずここはひっかかります。

長い話になりましたけど、担当室も本当に一生懸命知恵を出してくれたんですけど、方法は無いんです、今の法律上では。だから、特例を設けさせる手だてというものを、何か検討していただきたいなと、要望しておきます。

以上です。

廣瀬企画振興部長 移住・定住、今から非常に人口減少の中でポイントになってきます。全庁的に、移住・定住、仕事の場づくり、あるいは移住・定住を促進する方策を検討する中で、実情をまた農林水産部と一緒に確認して、何ができるかというところを検討してみたいと思います。

元吉委員 室長も本当に一生懸命いろいろ手を打ってもらったんですけど、知恵を絞ってもらったんですけど、その法律の枠内じゃ不可能なんです。私は詳しいからわかっているんです。特例をつくるしかないと思っています。よろしくお願いします。

嶋委員長 私から1点、海外戦略の推進ですけど、海外の人材を取り込むとありますけど、海外に精通した国内の人材を取り込むということ。それから、海外に精通した県庁職員を育成するというのも大事だと思いますが、この青少年の育成だとか、こういったことも大事だと思いますが、今申し上げた2点も、海外戦略を推進していく上では大事なことだと思いますが、どのようにお考えですか。

堀国際政策課長 ありがとうございます。確かに、いろんなネットワークを使って海外の情報を取り入れて、いろんなネットワークを活用してビジネスをやっていくということは大切だと思っています。

例えば、留学生に関しましても、大分県出身の留学生のOBで国内でやられている、大分県にいらなくても国内でやられている方をうまく活用して、実際、今、動こうとしている

ところもあります。

もちろん日本人でも、大分県民で海外で活躍されている県人会の中の方々を活用するか、いろんなネットワークをうまく取り入れてやっていきたいというふうに考えております。

嶋委員長 海外の人材を取り込むためには、今申し上げたような国内人材、県庁職員の育成、これが成果につながってくると思うので、ぜひしっかりやっていただきたいと思いません。

ほかにご質疑もないようでありますので、執行部は、報告を続けてください。

中島審議監兼政策企画課長 まち・ひと・しごと創生総合戦略の現時点での概要についてご報告します。資料7ページの資料に沿ってご説明します。

1 戦略策定の趣旨です。この戦略を策定するにあたり、2つのポイントがあります。

1つは、安心・活力・発展との関連です。地方創生は、県がこれまで進めてきた安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にするものであることから、これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりを進め、あわせて地方創生に取り組んでいきたいと考えています。

2つ目は、現在策定中の大分県人口ビジョンとの関係です。人口ビジョンでは、このまま何もしなければ急激に人口減少が進む一方で、県民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現し、あわせて若者の流入・定着を促進した場合、今世紀末でも、なお100万人近い人口を維持できるとの将来展望を示しています。この人口ビジョンの実現に向け、本戦略を策定していきたいと考えています。

2番目、戦略の性格・役割であります。この戦略は、現在策定中の新しい長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関する施策を重点的に推進するための計画といたします。あわせて、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、地方版の総合戦略として位置づけもございます。

3の戦略の期間です。新たな長期総合計画が10年間であるのに対し、本計画は今年度から平成31年度までの5年間としたいと思います。

4の戦略の構成です。基本目標、基本目標ごとの基本的方向、具体的な施策、重要業績評価指標（KPI）を定める総合戦略本文に加え、総合戦略を実行するための交付金事業を掲載するアクションプランで構成するように考えております。

次のページをお開きください。5の基本目標と基本的方向です。

基本目標については4つの視点、（1）人を大事にし、人を育てる、（2）仕事をつくり、仕事を呼ぶ、（3）地域を守り、地域を活性化する、（4）基盤を整え、発展を支えるの4つを掲げています。

これらの基本目標に基づく具体的施策については、お手元の別冊まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の概要に記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

内容につきましては、先ほどご説明しました新たな長期総合計画から、まち・ひと・しごと創生に関連した施策を盛り込むことによって、この戦略をつくっているということでございます。

最後に今後のスケジュールですが、新長期総合計画にあわせて、10月中に策定を終えたいと考えています。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありますか。

井上副委員長 この担当ですね、いわゆるまち・ひと・しごと創生の担当というのは、政策企画課長でいいんですか。いわゆるこの担当。創生の担当といたら、どこ行ってどうしていいかわかん面もあるわけですよ。政策企画課長でいいんですか。

それと、市町村との連携というのは、この県の縦割りだけで考えて、市町村は関係なくていいのかなというふうに思うんだけど、その辺の考え方。

どうも私は、市町村との関連はどうするのかということ、頭から離れないんだけど。市町村は市町村で勝手に縦割りに考える。県は県で縦割り。横のつながりはどう行くのかなって。

最終的には、やっぱり市町村の中身を知った中で、県との施策を進めるか。目標数値にしても、これ市町村と話をしながら、例えば西部地区について、10人、20人ふやすとすれば、その数値は、地元の市町村と話した中で20人という数値を確定したのか。

どういった話の中でそういう数値を決めるのかというのはわかんないし、とにかく市町村との連携についてどのようにお考えなのかを聞かせてください。

中島審議監兼政策企画課長 まず、窓口がどこかということでございますけれども、これは、まち・ひと・しごと創生推進室、ことしからつくっておりますので、基本的にはそちらでやりますけれども、今回、室長が体調不良のため欠席ということで、私も新長計と一緒に、そちらのほうを関連してございます。

また、審議監という立場もございますので、そういったところで政策企画課も合わせて、まち・ひと・しごと創生の担当をしております。政策企画課、まち・ひと・しごと創生推進室、隣にございますので、私のところでも、創生室のほうでも、ワンストップでしっかりと果たしていきたいというふうに思っております。

それと、市町村との連携ということでございますけれども、これまで、まち・ひと・しごと創生の総合本部というものを立ち上げて、これまで知事と市町村長との本部会議を4回開催し、それと、担当課長で構成する幹事会も、これに合わせて先行してやっております。

そういった中で、この地方版総合戦略をどうつくるのか、人口ビジョンをどうつくるのか、これを県が先行して、人口ビジョンを県としてはこういったふうに考えていますと。市町村さん、どういうお考えですかと。大分県の総合戦略はこういうふうに考えていますと。市町村さん、ご意見があればと言ったところで、幹事会のところでもかなり詰めた話をしておりますので、そういったところで市町村との連携はしっかりと図られていると思いますし、また、個別の事業が当然ございますので、個別の、例えば子育てをどうするのかといったところは子育ての課のほうでしっかりと連携してやる、そういったようなところ。

加えて、市町村振興課もその潤滑油になるということで、いろんな働きかけなり情報提供といったところをやっていますので、大分県としては、このまち・ひと・しごと創生については、しっかりと連携が図られるというふうに考えております。

井上副委員長 とにかく市町村との連携ということ、頭に置きながらやっていただきたいと希望しますが、どうも私は県の執行部は、県の優秀な皆さん方を、市町村に1人派遣したらどうなんですか。18人行きやいいんですよ。だめですか。そうすると、横

の連絡が取れると思うんだが。

中島審議監兼政策企画課長 18人行くのはどうですかね。なかなか難しいんじゃないかなと思う一方で、研修生ということで、今、まち・ひと・しごと創生推進室に1人受け入れてあります。

まち・ひと・しごと創生に関する業務をするんですけれども、市町村の中からどなたか派遣いただけませんかと全市町村にご照会申し上げて、日出町から手を挙げていただいて、今、室のほうで、いわゆる県の事務を担当しております。そういったところでは、連携はとれている。

県のほうから18人送るというのは、現時点で私は難しいんじゃないかなというふうに思いますけれども、市町村振興課等々を含めて連携する中で、委員おっしゃられたようなところにはしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、以後の報告、④の県立美術館から⑦の DESTINATION キャンペーンまで、一括して報告してください。

佐藤芸術文化振興課長 資料の9ページをごらんください。

県立美術館では、4月24日の開館以降、連日、多くの方々に来館いただいております。昨日までの総入館者数は約26万人となっています。開館記念展モダン百花繚乱、大分世界美術館は、7月20日で閉幕しましたが、ダリやピカソ、九州初上陸となった長谷川等伯の松林図屏風等、東西の名品が展示されたこともあり、多くの方々に入館いただきました。

また、5月7日からは、県内の小学生6万人を美術館に招待する小学生ファーストミュージアム体験事業に取り組みました。7月15日までの平日1,300名を超える児童を連日受け入れましたが、特に大きな事故もなく順調に進捗することができました。参加した児童には、本物のすばらしさを体感し、美術館を身近に感じてもらえたと思っております。

なお、本事業は7月16日で終了予定でしたが、台風の影響等で来館を延期した学校があり、約2,300名の小学生を改めて秋の開館記念展に招待することとしています。

このように、県立美術館は順調にスタートすることができたと考えていますが、今後とも利用者の皆さんの意見を聴きながら、自宅のリビングにいるように気軽に立ち寄っていただける美術館を目指していきたいと考えています。

なお、今後の企画展についてご紹介させていただきます。

お手元にチラシを配付していますが、夏の美術館では、「マンガ」をテーマとした展覧会を2本開催します。

1つは、進撃の巨人展です。8月1日から8月30日まで1階の展示室で開催します。原作者の諫山創さんは本県日田市大山町出身であり、アニメ、実写映画やゲームなどさまざまなカルチャーシーンで快進撃を続ける、海外でも大人気のマンガです。

展覧会では最新の映像技術を駆使した全身体感シアターや、諫山さんがこの企画展のために特別に描き下ろした作品も展示されるなど、原作の独特の世界観と迫力を、まさに全身で堪能することができます。

2つは、「描(か)く！」マンガ展です。8月1日から9月23日まで3階展示室で開

催します。手塚治虫、さいとう・たかを、竹宮恵子など現代の日本マンガの隆盛を切り拓き、今も活躍中のマンガ家たちの生原画約300点を一堂に展示します。あわせて最新のデジタル技法による作画を体験するコーナーなども設けますので、あらゆる世代の方々に気軽に楽しんでいただけるのではないかと思います。

また、10月31日から1月24日までは、開館記念展の第2弾としまして、「神々の黄昏」展を開催します。宇佐神宮の八幡信仰や神仏習合、数多くの造形物が残されてきました。

本展覧会では、こうした信仰の対象となってきました遺物、民俗資料等、クリムトや高山辰雄等の多数の作品を織り交ぜながら、紹介していく予定です。

以上で、県立美術館の状況についてのご報告を終わります。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 株式会社大分フットボールクラブについてご報告します。資料の10ページをお開きください。

1の大分フットボールクラブの状況についてです。大分フットボールクラブは、平成22年1月末決算で、約12億円もの債務超過を抱えていました。

大分トリニータがJリーグでプレーし続けるために必要なクラブライセンスを維持するためには、この債務超過を平成27年1月末までに解消することが必要とされていたことから、この債務超過の解消が、5年前の経営危機以降の同社の最大の経営課題でありました。

債務超過の解消に向け、平成25年6月には100%減資による欠損填補を実施したほか、経費や人件費の削減などの経営改革に取り組んだ結果、平成25年12月時点では、平成27年1月末見込みで約4億600万円にまで債務超過を圧縮することができました。

そこで(2)の債務解消に向けた取り組みにありますように、同月開催された大分トリニータを支える県民会議で、3億5千万円を企業再生ファンドで資本増強し、残る7千万円について経済界と行政に出資をお願いするという方向性が示されました。

この方向性を受け、平成26年3月から5月にかけて、企業再生ファンドからの3億5千万円の第三者割当による増資、累積損失圧縮のための欠損填補を目的とした99%減資、経済界から5,700万円、行政から2千万円、うち県が1千万円の合計7,700万円の第三者割当による増資が行われました。

これにより、経営改革やJ1昇格支援金などのご支援をいただいたことも相まって、(1)の決算状況と債務超過額の推移の表の、右から2番目列の⑥にありますように、平成26年5月に純資産額がプラスとなり、同社の最大の経営課題であった債務超過の解消に至ることができました。

これにより、平成26年9月には、Jリーグから2015クラブライセンスを無事に取得することができ、Jリーグで引き続きプレーを行っているところです。

また、同社の平成27年1月期の決算では、表の1番右の列の③にありますように、約9,400万円の当期純利益を計上することができております。

なお、企業再生ファンドの出資は永続的なものではないことから、ファンドが持つ自社株式の買い戻しが必要となります。5月には、その一部である7,600万円分を買い戻したところです。

引き続き順調に買い戻しを進めていくためにも、その原資を確保することが必要です。

まずは同社がこれまで以上に経営努力を尽くすとともに、大分トリニータがしっかりと戦い抜き、勝って多くの観客に大分銀行ドームへ足を運んでもらうことが大切だと思っています。

残念ながら、ご案内のとおり、今シーズンの大分トリニータの成績は、現在、J2の22チーム中20位と低迷しています。しかし、柳田新監督の正式就任以降は、3勝2分け1敗とまずまずの戦いを続けており、先日開催された総力戦も2対0で完勝するなど、調子を上げてきていると感じています。このまま、後半戦に少しでも順位を上げてほしいと強く願っているところです。

以上でございます。

引き続き、ラグビーワールドカップについてご報告いたします。資料の13ページをお開きください。

大会開催準備を円滑に進めるため、今月の4日に市町村、県議会、経済界など総勢91名からなるラグビーワールドカップ2019大分県推進委員会を立ち上げました。県議会を代表して、田中議長、嶋総務企画委員長、ラグビー協会顧問である古手川議員にもご参加いただいております。

また、今月15日には、ラグビーワールドカップ2019組織委員会の主催で、開催12都市の代表者等を集めた開催都市代表者会議・キックオフミーティングが東京明治記念館で開催され、ラグビーワールドカップ2019開催自治体協議会が設立されました。会長は東京都の舛添知事、会長代行には、本県の広瀬知事と横浜市の林市長が就任したところです。

今後の予定でございますが、8月7日、8日の大分七夕祭りにおいて、ラグビー協会等と協力して、大分銀行本店前の歩行者天国にて初めてのラグビーという初心者を対象としたイベント等を行います。

また、8月22日土曜日に福岡・レベルファイブスタジアムにて、日本代表対ウルグアイ代表の試合が予定されており、開催地である福岡、熊本、大分の3県が協力してスタジアムを満員にして試合を盛り上げようと考えています。

最後に、9月18日からラグビーワールドカップイングランド大会が開催されますが、9月23日、水曜日22時30分から日本対スコットランド戦、10月3日土曜日22時30分から日本対サモア戦のパブリックビューイングを予定しており、メイン会場として、大分駅北口広場での開催に向けて大分市等の関係機関と調整しています。

以上でございます。

細川観光・地域振興課長 資料の14ページをお開きください。おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの取り組み状況についてご説明いたします。

まず、情報発信です。キャンペーン用のポスターとガイドブックを作成し、全国約1,300のJR駅や旅行会社等に設置していただきました。JRグループにおきましても駅貼り、車内貼りポスターを全国の主要駅、車両内に掲示しています。

また、キャンペーンに合わせた旅行雑誌別冊「旅の手帖大分」の発行、旅行番組「遠くへ行きたい」でのCMの放映、中国・四国地域でのおんせん県おおいたのCMの放映により広くデスティネーションキャンペーンをPRしているところです。

次に、誘客ですが、JRグループと連携し、おんせん県おおいたDC号やトワイライト

エクスプレスなどの団体臨時列車やA列車で行こうといった観光列車を特別に運行していただいております。8月8日からは車内で有名シェフが監修した特別なスイーツが楽しめる「或る列車」が大分駅と日田駅の間を約2カ月間、週末を中心に運行することとなっています。

また、全国の旅行会社へのセールスや誘客を促すオリジナル商品券の発行を行い、商品造成の要請を重ねた結果、20以上の旅行社が50種類を超える商品券付きの大分向け専用商品を造成していただいております。さらに、大阪、岡山、広島、博多、松山、高松において誘客を促すイベントや旅行会社への訪問を実施してきました。

資料の15ページをお開きください。

次におもてなしについてですが、10万人を目標に募集していましたが、おもてなしサポーターは現在、12万4千人を超える方々に登録していただきました。期間中、県内各地で、清掃活動やお客様のお出迎え笑顔での挨拶など、各自でできるおもてなしの取り組みをしていただいております。

7月4日には、キャンペーンの開始を広く内外にPRするため、知事、市町村長、観光関係者、また、多くの県議会議員の皆様にもご出席いただき、大分駅北口において盛大にオープニングイベントを開催いたしました。新大阪駅発の特別臨時列車「おんせん県おいたDC号」で到着した皆様を盛大にお迎えしていただきました。さらに、誘客の重点地域としている大阪でも、道頓堀でおんせん県をPRする巨大オブジェを展示するなどして、宣伝を行い、話題づくりに努めてきました。

そのほか、県内のコンビニ、金融機関、観光施設、商店など約700カ所に観光案内のご協力をいただいております。また、トイレの改修・クリーンアップやビュースポットの支障木伐採などにも取り組んでいます。県内のJR駅、空港、バスターミナル、道の駅など59カ所では、お花で飾って観光客をおもてなしする「花いっぱい運動」を展開しております。

最後に、キャンペーン期間中の旅行商品の先行予約状況についてですが、主要旅行社4社からの聞き取りでは、7月21日時点の予約状況は昨年同期比で134%となっており、出足は好調です。

今後はウェブ等を利用してホテルを直接予約する個人観光客の取り込みに力を入れていく必要があります。引き続き市町村と連携しながら、宿泊者数が最も多い福岡を初め、九州各県のエージェントへのPRや物産フェア等と連動した誘客活動などを展開していくこととしています。

以上でございます。

嶋委員長 一括してご報告をいただきましたが、何かご質疑はありませんか。

守永委員 県立美術館のファーストミュージアム体験事業に関してなんですけれども、数字的な確認になるんですが、来館者6万2,864人という中に、台風で来れなかった2,300人は含まれていないかと思うのとかどうかということと、それと、このファーストミュージアムで訪ねてきた小学生の印象というのが、いい印象を持っている子供たちは、嫌だなという思いを持っている子供たちと両極端のようなのと、やはりガイドでちょっと当たりはずれがあったと言ったらちょっと語弊があるのかもしれないんですけど、スタンスもそうなのかもしれないですけど、普通に来れば触れるような作品も、このファース

トミュージアムで行ったがゆえに、一律さわるなというふうな指導があったというふうな話も聞くので、やはり最初に訪ねていく、そういった体験そのものが、できるだけいい印象で帰れるように配慮されるべきじゃなかったのかなという思いがするんですが、その辺のことを、ぜひ何か耳にしている部分があったらお聞きしたいのと、現場の教員の方々がついていっているとは思っているので、現場の教員の皆さんとどうだったかということを含めていただきながら、これ多分、ことしだけじゃなくて来年度以降もされるんだろうと思ってそういうふうに言うんですけども、ぜひよりよい企画、よりよいイメージづくりにつながるように磨き上げていただきたいなと思っています。

佐藤芸術文化振興課長 まず、資料に書いてございます人数でございまして、これは、台風で来られなかった人数は入っておりません。しかし、ここに書いてございまして、引率者も含めた人数となっております。

それから、ガイドスタッフのガイドの仕方については、これまでも説明したことがございますが、できるだけ、その作品に関する説明はしない。前もって学校に配布したガイドブックなども、当日は持ってこない。ほとんど手ぶらで、もう何も見ずに。一応、ガイドスタッフさんたちには、子供たちに、どう感じたかとかいった感想を聞くようにというふうに、一応研修等で指導して実施したところです。

ただ、個人差、ガイドスタッフさんにも、学校の先生のOBがいらっしゃったり、女性が多かったんですけども、いろんな方が、美術館で子供のお世話をしたいという方がたくさん応募されているわけです。そういうことで、いろんな考えの中で、一応原則としては、作品の説明はしないというふうなことで案内はしております。

それから、その中で、作品にさわられる、さわれないという話がございましたが、基本的には、美術館、特に小学生に限らず、作品にはさわらないということをしている——マルセルワンドラスの作品、1階に展示してある巨大な風船のような、あの作品は当然さわれますし、プールなど、そういった作品は触れますが、展示室の中の作品は、基本的には触れないということになっていると思います。

守永委員 具体的な事例が、どこのどの場面でというのも含めて、ちょっと1回、学校の教職員で、いわゆる引率した方々の話も情報収集していただきたいと思います。多分、私が思っているイメージ、朝倉文夫さんの彫像って基本的にはさわってもいいよというスタンスですよ。その辺の類いのものかなと思ったんですけどね。私も詳細には聞いていないので。

佐藤芸術文化振興課長 今の作品にさわれるかどうかにつきましては、ちょっと美術館のほうに確認しながら。

それから、少なくとも秋の開館記念展に、春の開館展に来れなかった2,300名を、また改めて招待しますので、また来年度以降の事業の展開につきましても、学校の先生方にもいろんなご意見等を聞きながら、関係部署、関係機関、もちろん美術館と相談しながら検討していきたいというふうに思います。

佐々木委員 関連なんですけど、小学生の入館料はただなんですか、有料なんですか。

それともう1つ。遠隔地の子供たちは、費用がかかるですね、バスなんか。聞くところによると、県が、そのバスの費用は支援をするという話も聞いたんですが、それは支援をしたのかどうかということ、それを全部支援したとしたら、大分県で6万2千人とか6万

4千人の人たちにどのくらいの費用をかけているのか、その3つを。

佐藤芸術文化振興課長 まず、この小学生招待事業に関しましては、当然、招待ということで小学生の入館料は取っておりません。

それから、既に骨格予算の段階で、小学生ファーストミュージアム体験事業という予算を承認いただいております。小学生ファーストミュージアム体験事業、予算額1億4,449万4千円でございます。この事業で、今回の小学生の招待を行いました。総事業費1億4,449万4千円の大半はバス代となります。これは旅行会社に委託して、いたがいて、遠隔地の小学校から近隣の小学校まで、歩いて来てもらった本当に直近の、近くの小学校もございませうが、大体おおむね、ほぼ全ての小学校はバスを利用して来てもらいました。そのバス代は、県のほうで負担しております。

以上です。

嶋委員長 ほかにございませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔企画振興部退室〕

嶋委員長 ここで休憩いたします。

再開は、午後1時15分からといたします。

午後0時25分休憩

午後1時18分再開

嶋委員長 皆さんお疲れさまでございませう。15分おくれるので再開ということで、申し訳ございませう。

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、総務部関係の審査に入ります。

まず、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めませう。

島田総務部長 第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出について説明させていただきます配付してございませう資料と予算概要によりませうして、絞って説明させていただきます。

まず、歳入関係についてですが、お手元に配付の総務企画委員会説明資料の1ページをお開きください。

表の左下の歳入合計欄の右にありますように、今回の補正予算案は、400億1,200万円であり、これに既決予算額を加えた累計は、右に1つ飛んで6,086億3,500万円となります。

これを26年度当初予算額と比較すると、右から2列目のとおり168億1,500万

円の増、率にしてその右、プラス2.8%であります。

主な内容ですが、表の左側、中ほどの第5款地方交付税が、地方財政計画における地方創生や公共施設の老朽化対策の経費の増額などによりまして、5億円の増補正であります。

その2つ下、第7款分担金及び負担金の12億2,269万1千円、さらに2つ下第9款国庫支出金166億3,359万1千円の増額については、公共事業を初めとする歳出の補正に関連する歳入予算の補正となります。

その3つ下の第12款繰入金の50億3,043万8千円の増は、財源調整に対応する財政調整基金、それから県有施設の施設改修などに充てるための県有施設整備基金等の取り崩し繰り入れによるものであります。

2つ下の第14款諸収入53億8,849万4千円の増は、県制度資金の新規融資枠の補正増に伴う、貸付金収入の増等によるものです。

最後に、その下第15款県債111億9,800万円の増は、公共事業など、歳出の補正増に伴うものとなっています。

以上で、歳入全般についての説明でありまして、続きまして総務部関係の歳出について説明します。お手元の総務部予算概要の2ページをお開きください。

平成27年度総務部予算の一般会計についてですが、今回補正いたしました額は、上から2行目の7月補正欄にありますとおり、294万1千円の増額であり、既決予算額と合わせた累計額は1,630億7,721万6千円となります。

これを、26年度当初予算額と比較しますと、右から2列目の欄にありますように、204億4,432万3千円、率にして14.3%の増となります。

大きな伸びになっておりますが、これは地方消費税率の引き上げに伴う都道府県間の清算金、あるいは同じく地方消費税率の引き上げに伴う市町村への交付金の増などによるものがございます。

補正の事業の内容ですが、32ページをお開きください。事業欄、新公会計システム開発事業294万1千円であります。

この事業は、平成28年度の決算から、財務書類を国提供の標準ソフトを活用して作成することになります。これに伴いまして、既存の財務会計や県有財産台帳のシステムから必要なデータを取り出すためのシステム改修等が必要になります。今年度は、そのシステム改修のための基本設計を実施するものであります。

公会計については、既に平成19年度決算から貸借対照表等の財務書類を作成しておりますが、今回、国の示す基準が統一されたことで他県との比較も容易になりますので、財政運営の透明性の向上はもとより、業務執行の一層の効率化につなげたいと考えております。

以上が総務部関係の歳出予算の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、先ほど審査いたしました企画振興部関係分とあわせて、本委員会関係部分について、採決を行います。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第69号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について及び第74号議案大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正については、関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 それでは第69号議案及び第74号議案についきましては、ともにマイナンバー制度の実施に係るものですので、一括してご説明いたします。

まず、マイナンバー制度についてご説明します。総務企画委員会資料の2ページをお願いいたします。

(1) ですが、マイナンバー制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化、公平・公正な社会の実現を図るために新たな社会基盤として導入されるものであり、個人番号を含む情報である特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう、個人情報を厳格に取り扱うことになっています。

マイナンバーは、本年10月から11月にかけて、市町村長が住民票を有する全ての方へ通知します。この通知作業は、市町村長から委任を受けた地方公共団体情報システム機構、ジェイリスが行います。

このジェイリスは、ページの下にありますとおり、法により設置された機関で、住民基本台帳法や番号法に基づく事務を行います。

利用の限定をごらんください。マイナンバーを利用できる事務は、社会保障・税・災害対策の分野で、番号法で法定された事務、地方公共団体が条例で定めた事務に限定されています。また、地方公共団体などの機関がマイナンバーを使用して照会・提供できる個人情報も、法により限定しています。

個人情報保護については、システム上の安全対策として、情報の照会・提供は、情報提供ネットワークシステムという専用システムを利用します。

また、特定個人情報の目的外利用を一般の個人情報よりも厳しく限定するとともに、個人番号を扱う者を監視・監督する機関として、特定個人情報保護委員会を設置しています。なお、この委員会は、公正取引委員会と同様に独立性の高い第三者機関となっています。

次に(2)番号法等整備法をごらんください。住民基本台帳法が改正され、都道府県が行う住民基本台帳関係の事務をジェイリスが実施することと変更されています。

次に第69号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書では21ページですが、資料3ページのほうでご説明します。本条例案は、県の機関内部における個人番号の利用と、個人情報保護条例の特例を定めるものです。

(1)をごらんください。社会保障・税・災害対策の行政手続において、番号法は、事務内部での個人番号の利用と、行政の機関をまたがる場合の特定個人情報の照会と提供を認めています。地方公共団体の機関内部での個人番号の利用と個人情報の確認については、番号法第9条第2項で、条例の定めにより認めるものとなっています。

イメージ図をごらんください。例えば、生活保護の事務では、額の算定のために特別児童扶養手当などの確認を行います。

大分県知事の箱の中の矢印をごらんください。市町村部の事務を行う県担当者は、特別児童扶養手当の事務を行う県担当者へ手当の確認を行います。この部分が、本条例で定める番号の利用でございます。

下の大分市長の箱から飛び出している矢印ですが、大分市の担当者が、県担当者に確認を行う場合は、行政機関をまたがる利用ですので、この利用に関しては、法の規定に基づく利用となります。県庁内部で情報を確認・照会するという場合は、県で条例を定める必要があります。

次に、(2) 個人情報保護条例に関する特例についてです。

番号法では、特定個人情報について通常の個人情報よりも厳格に保護しています。県においても、同法の趣旨に沿って特例を定め厳格な保護措置を行います。

通常の個人情報では、公益上必要な場合には目的外利用を認めていますが、特定個人情報は、生命、身体、財産の保護のために必要な場合のみ、目的外の利用を限定します。

また、開示の請求の手段については、弁護士などの専門家に委託して確認を行えるように、県民の請求手段の拡大を図ります。

次に、第74号議案大分県住民基本台帳法施行条例等の一部改正についてです。議案書では37ページになりますが、資料4ページのほうでご説明します。

(1) をごらんください。住基法施行条例では、国の機関に対する氏名、住所といった本人確認情報の提供について、その事務を指定情報処理機関へ委任し、提供に係る手数料を条例で定めています。この指定情報処理機関は冒頭に説明したジェイリスです。

住基法の改正により、10月からこの県の事務が廃止され、本人確認情報の提供はジェイリスが直接行うこととなります。手数料についてはジェイリスが総務大臣の認可を得て定めるため、県条例の手数料に係る規定を削除します。

なお、(2) その他の改正にありますとおり、住基法の審議会設置の条文の条ずれが生ずるため、住基本施行条例と情報公開条例の引用規定を整備します。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

藤田委員 今、69号議案の中で、個人番号の利用範囲を条例で定めるということになっているんですけども、具体的な利用範囲というのはどうなるんですか。

山本行政企画課長 現時点、前のほうの2ページの方で、個人番号の利用範囲、利用の限定ということですけども、個人番号の利用を法で定めた、それと条例で定める事務に限定ということを書いております。

このうち、条例で定めます県の独自利用というものがまだ規定をしてございません。現時点では、個人番号を大分県が利用できるのは、番号法で定められました法定事務、番号法の後ろに別表というのがございまして、それぞれ根拠となります法律を列挙し、この法律の実施に係るこういう情報に関しては個人番号を使って情報の照会をしていいというふうに限定列挙をされてございます。

今回、この条例の制定に基づいて利用いたします事務の範囲は、その法定事務の範囲でございます。今後、国での検討、また各地方公共団体との検討が進んでまいりまして、独

自で条例で団体が決めるというものが入ってまいりましたら、またこの条例を改正させていただいて、利用事務の範囲に追加をさせていただくといったことになってまいります。

藤田委員 土木建築部のほうで、県営住宅の入居にかかわるマイナンバー制のシステム開始の予算がついていたと思うんですけれども、あれはじゃ、まだこの条例の対象外ということになりますね。

山本行政企画課長 番号法の規定に公営住宅に関する事務というのがございます。社会保障という範疇の中で、公営住宅というのは低所得者に対する住居の確保措置といった整理がなされまして、番号法の対象になったものであります。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

まず、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、第69号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、第74号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第70号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第70号議案職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書の25ページですが、説明資料の5ページをお開きください。

下の枠内に参考として記載しておりますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法が平成27年10月1日から施行され、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとなりました。それに伴い、関係する条例について、まとめて規定の整備を行うものです。

項目1の職員の退職手当に関する条例においては、一元化法により地方公務員等共済組合法が一部改正され、共済年金に関する規定の削除が行われたことに伴い、条文中の傷病という語句の引用法令を地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に改めるものです。

項目2の職員の再任用に関する条例においても同様に、地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、条文中の特定警察職員等という語句の引用法令を改めるものです。

なお、特定警察職員等とは、警部以下の警察官、消防指令以下の消防吏員等として20年以上在職していた者のことをいいます。

いずれも、条例の規定の趣旨としては、これまでと変わるものではありません。

施行期日につきましては、一元化法の施行日に合わせ、平成27年10月1日としております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別に質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第71号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

大友財政課長 第71号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。議案書は26ページですが、資料に沿って説明させていただきます。委員会資料の6ページをお開き願います。

1の概要にありますように、地方分権改革に関する第4次一括法により、道路運送法が改正され、自家用有償旅客運送に関する事務について、市町村または都道府県が希望する場合、いわゆる手挙げ方式により移譲が可能となりました。

自家用有償旅客運送については、過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送が、バス・タクシー事業者によっては提供されない場合に、市町村やNPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度であります。今回の補正予算において企画振興部が、交通空白地域の解消に向けて、3地域でモデル的に取り組む事業として計上しています。

そうしたことから、事業を円滑に進めるため、平成27年10月1日から当該事務の移譲を受けるよう、現在、手続を行っているところであります。

これに伴いまして、2の改正内容にありますように、自家用有償旅客運送者登録事務についての手数料を新設するものであります。

手数料の額については、登録申請手数料1万5千円、変更登録申請手数料3千円としていますが、ともに国と同額を設定するものであります。

3の施行期日につきましては、権限移譲の日に合わせてこととし、規則で定める日としています。

以上で説明を終わります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、第71号議案の審査が終わりましたので、土田交通政策課長初め、企画振興部はここで退室します。

〔企画振興部退室〕

嶋委員長 次に、第72号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の7ページをお開き願います。議案書は28ページですが、お手元の資料にて説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に可決成立、同日公布されたことに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。なお、法律中、本年4月1日から施行される規定については、3月31日付で専決処分により改正し、先般報告させていただいたところです。

主な改正内容でございますが、まず、1の法人事業税につきましては、法人実効税率引下げの一環として、外形標準課税が適用される資本金1億円超の法人について、所得割の税率を引き下げるとともに、代替財源として外形課税部分、中ほどの図の網掛け部分、付加価値割、資本割と書いている部分でございますが、これを2年間で割合が4分の1から2分の1まで段階的に拡大するものであります。

1番下の表のとおり、税率は2段階に分けての改正となります。27年4月1日から適用となる分は先般の専決で改正しておりますので、28年4月1日から適用となる分について、今回改正するものです。

次の8ページをごらんください。2の地方たばこ税につきましては、専売制の時の旧3級品、わかばなどの6銘柄ですが、これについては当分の間の措置として、通常品に比べて低い税率が適用されていましたが、これを段階的に、2年間で通常品の税率まで引き上げを行うものです。

3の地方消費税についてですが、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引について、現行は消費税の課税対象とされておりませんが、国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、課税対象とするものです。

その他、法改正にあわせて所要の規定の整備を行うこととしております。

これらの改正の施行期日ですが、原則として平成28年4月1日でございますが、3の地方消費税については平成27年10月1日となっております。

以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第73号議案大分県税特別措置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 委員会資料の9ページをお開き願います。議案書は33ページですが、お手元の資料にて説明させていただきます。

過疎地域等における地方税の課税免除、不均一課税については、地方交付税の減収補填制度が適用されますが、その要件等を規定している総務省令について、適用期間の延長等の改正がなされ、平成27年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

改正の背景ですが、今回大きく内容が見直された山村振興法に基づく不均一課税の見直

しを例にご説明いたします。

山村における定住等を促進するために、地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図ることを目的に山村振興法が一部改正されたところです。これにより、地域資源を活用する製造業者や農林水産物販売業者が設備を新設し、または増設した場合を不均一課税の対象とし、取得価格要件を緩和するなどの税制優遇措置の拡充がなされたところでございます。それにあわせて、県税の課税免除等について定める県税特別措置条例を改正するものでございます。

なお、半島振興法、離島振興法においても定住の促進等を図ることを目的に見直しが行われており、同様に対象業種の追加等を行うものであります。農林業等における6次産業化などの推進に寄与するものと期待されております。

具体的な改正内容については、次のページの表にまとめております。

まず、過疎法ほか4つの法律に基づき行う県税の課税免除または不均一課税について、適用期限を2年間延長することとしています。

また、農林水産物等販売業を追加するなど対象業種の見直しを行うとともに、これら新たに対象となった業種については、取得価格要件を500万円以上からと低く設定しており、活用しやすいものとなっております。

表の1番下の中心市街地活性化法に基づく不均一課税については、適用実績はありませんでしたが、法律の改正に伴い減収補填措置が廃止されたため、廃止するものであります。

以上の改正についての施行期日ですが、廃止の分を除き27年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

以上でございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 振興法の中で地域資源を活用するということになるのと、製材関係はどのようになるのかね。

安部税務課長 地域資源を活用する製造業というのは、その地域で生産されたものを原料または材料とする。製造または加工ということになっております。例えば、日田杉でつくった加工品とか、そういったものが対象になると思います。

井上副委員長 対象になるんですね。はい、わかりました。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、去る6月4日から26日にかけて実施しました県内所管事務調査のまとめを行いたいと思います。

執行部の説明を求めます。

島田総務部長 担当課長からの報告に先立ちまして私から一言申し上げます。

委員の皆様には、6日間にわたり、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査をしていただきました。その中で、地方創生における県と市町村とのかかわり方、県税の徴収状況、公文書館や自治人材育成センターの利用状況等に対しまして、ご質問やご意見等をいただ

いたと報告を受けております。

私どもといたしましても、いただいたご意見をこれからの政策にできる限り反映していきたいと思っております。

本日は、調査において、特に多くのご意見やご質問をいただきました「地方創生における市町村の取り組みと県との連携・支援の状況」について、担当課長から報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

渡辺市町村振興課長 地方創生における県と市町村の連携等の状況についてご報告いたします。資料の11ページをごらんください。

総合戦略の策定については、資料1のとおり、県内市町村においては、産官学金労言、産業・行政・大学・金融機関・労働団体・メディアの関係者や住民の代表などで構成される審議会等を立ち上げています。スケジュールといたしましては、多くの市町村が今年10月までに総合戦略を策定することを目指して、検討を進めています。

その際、市町村が自主性を発揮し、各地域の特性を生かしたものにすることが重要です。一方で、県と市町村が連携し、地方創生に向けた政策をより実効性あるものにすることも重要です。県としては、各市町村の自主性を尊重することを心がけながら、次のページになりますが、地方創生の市町村支援ということで、上の枠内の理念に基づきまして、歯車の図のとおり支援をしているところであります。

具体的には、当課が総合相談窓口として、振興局の協力も得ながら、市町村への各種質問対応・情報提供を、幅広く丁寧に行っているほか、市町村長が参加する市町村の創生本部会議のみならず、市町村の実務担当者で構成される幹事会や、その他の審議会等にその求めに応じる形で、自主性を尊重して参加させていただいております。このように、さまざまな機会を通じて、連携に係る意見交換、課題分析や検討推進に関する助言などを行っています。

以上です。

嶋委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

井上副委員長 まち・ひと・しごと、担当はどこですか。

島田総務部長 県の総合戦略の策定等については、企画振興部のまち・ひと・しごと創生推進室というものを置いておりますが、市町村のサポートという点では総務部市町村振興課がやっております。

井上副委員長 わかりましたけど、随時相談に上がりますので。

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

山本行政企画課長 それでは、新たな行財政改革の計画の策定の変更状況についてご報告申し上げます。

資料13ページをお願いいたします。

13ページでございますが、まず1としまして、策定の背景というものを掲げてございます。これまで県といたしましては、行財政改革プラン、中期行財政運営ビジョン、行財政高度化指針と、3次にわたります行財政改革に取り組んでまいりました。聖域なき行財政改革ということで取り組んでまいりまして、今年度末の財政調整基金残高407億円が見込まれるということで、ある程度行財政基盤というものが整ってきたものというふうに

考えております。

しかし、先般、本会議でお示しをいたしました今後の財政収支見通しというものによりますと、今後の社会保障関係費の増大ですとか、公共施設の老朽化対策など、財政需要の増嵩が見込まれます。行財政高度化指針で取り組んでおります毎年度40億円の歳入確保、歳出の節減といった行革努力を行いましても、31年度末の財政調整基金残高は245億円まで減少するという見込みでございます。その見込みは、この14ページの方に折り込みで添付させていただいておりますけれども、31年度末245億円という見込みでございます。

しかし、安定的な財政運営に必要な財政調整基金残高というものは、320億円前後、標準財政規模の10%になります。320億円程度は常に持っておきたいというふうに考えてございます。そのため、80億円程度が不足をするということになってまいりました。そのため、この80億円を何とか埋めたいと、確保しておきたいということで、また、本年度現在、新しい長期総合計画を策定中でございます。この長期総合計画に掲げました施策を着実に実施していくためにも、行財政基盤の強化を図ることが必要でございます。現在取り組んでおります行財政高度化指針が本年度で終了を迎えます。このために、新たな行財政改革の計画を策定したいということでございます。

現在、鋭意検討作業を進めておりますけれども、2番でございますが、新たな行財政改革の取り組みについて、現在検討しておりますのがこの案で掲げた枠内のということでございます。

1つ、新しい行財政改革のポイントといたしまして、限りある行財政資源を必要な施策に重点的に受け入れる。選択と集中というものを推進してまいりたいと。地方創生等地域間の競争になってまいります。その競争に打ち勝つためにも、選択と集中による施策の展開をしていきたい。そのために、お金も人もそういった重点の部分に集中をしていきたいと。

また、2ポツ目でございますけれども、行財政改革プランによりまして、思い切った見直しをしましてから、もう10年以上経過をいたしております。その当時見直しましたこと、また、その当時はこれでいいんだと思ったこと、そういったことにつきましても、再度現時点で見直して、見直すべきものは見直すという取り組みをしていきたいというのが2点目。

3つ目のポツでございますけれども、やはり行革を推進していく上では職員一人一人が常に行革マインドを持ちまして、地道な取り組みにも着実に取り組んでいくということが必要だろうということで、業務の身の回り、そういったところにも着眼をいたしまして、行革の取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。

その際、目指すべきは、新長期総合計画を支える行財政基盤の強化ということであろうと考えております。その行財政基盤の強化の具体的な目標としましては、やはり31年度末に不足すると見込まれます財政調整用基金の残高80億円、これをプラスして確保していくということが1点。

それから、貯金が残りましたも借金がふえては何もなりません。県債残高を引き続き抑制をしていくという2点、具体的に数値の目標を掲げまして、取り組んでまいりたいと思っております。

そのための具体的な取り組みとしまして、現在検討しておりますのが、その下に掲げております丸印の項目であります。やはりまず県税を初めとした歳入確保が大事でございます。また、事務事業の見直し等による歳出の見直しも重要となってまいります。公共施設等も老朽化に対して適切な措置を講じながら、予算の平準化も図っていかねばいけませんし、公の政府についても、今現時点でその必要性がどうなのか。また運営のやり方としてはどうなのかということも見直してまいりたいと。

また、組織機構についても、今の時代に合った組織機構であるものということも再点検をしてまいりたいと。また、行革を支えていく、県政を支えていく職員の人材育成、また意識改革ということにも引き続き取り組んでまいります。

また、県だけではなかなか行政ニーズに応じてまいり得ません。NPOを初めとした多様な主体と引き続き連携も進めながら行政サービス等にも取り組んでまいりたいといったふうに考えております。

現在、鋭意検討作業を進めておりますけれども、本会議で知事が答弁申し上げましたとおり、8月上旬というものを検討の時期ということも定めて今やっております。8月5日の総務企画委員会でご説明できればということで作業を進めておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

衛藤委員 行財政改革とも関連するんですけど、先ほど最初に島田部長のお話の中で、貸借対照表の話があったと思います。行革の内容の中で県有財産の利活用推進等による歳入の確保とか、公共施設等の総合的な管理、公の施設等の見直し、こういった部分で貸借対照表というのは欠かせない1つの資料だと思うんですけど、これがどういう形で今後かわってくるのか教えていただけませんか。

大友財政課長 まず、県有財産台帳というものが必要になってきます。ういったものをしっかりと台帳システムというか、そのものを今整理しています。先ほど言いました公会計というのは、そういう台帳からいろんな資産の情報を用いて組み立てていくということになっております。

現時点でどういう形で使うかというのはまだ最終的には決めておりませんが、今考えておりますのは、例えば、図書館とかいうものがあつたときに、それが他県と比べてどういうふうな運営状況になっているか、そういったものでより効率的な運営ができないかどうか、そういったことをやっっていこうと思っております。

国が示しているものの中では、例えば、そういう資産があつたときに、それがどれくらい減価償却されていて、今どういった状況にある。だから今後どれくらいの資本を投入して修繕していくかどうかということが必要になりますよというの也被言われておりますので、そういう全体の試算の状況を公会計システムの中で押さえていきながら、計画的に整備なり改修なりを進めていく、そういったことを考えております。

衛藤委員 私ずっと企業会計の世界にいたので、ちょっともし認識が違つたらそこはご指摘いただきたいんですけど、企業会計で財務諸表を見ると、財務諸表3表で損益計算書と貸借対照表とキャッシュフロー計算書、三大諸表でなるんですけど、P/Lに当たる損益計算書が予算、決算の出と入りの部分。それで、キャッシュフローは現金主義なの

でないというのは何となくわかるんですけども、今回、貸借対照表が入ると。貸借対照表が入ると必ずこれ予算、決算の出入りの部分、損益の部分と密接に結びついてくると思うんですけども、予算、決算が議会の審議を経る一方で、これから貸借対照表の扱いというのは議会との関係の中でどういう形になってくるのでしょうか。

大友財政課長 県の予算、地方公共団体の予算というのは、多分今出している形と基本的には変わらないと思います。発生主義じゃなくてやはり現金主義の中で、歳入があつて歳出があつて、それについて単年度にどういうふうに使われたかということを整理して報告をし、決算の中で審議いただくような形になろうと思います。

今回やろうとしている公会計は、それを基本的に、今委員おしやつられたように補完するという形の位置づけになってきますので、それそのものを審議していただくという形にはならないかと思っております。そのときにこういうふうな見方をすると、こういう工夫ができるじゃないかとかいうことの、いろんな情報提供をするためのものだと思っております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようでありますので、執行部は報告を続けてください。

山本行政企画課長 指定管理者の更新及び指定管理者制度の新規導入について、ご報告いたします。説明資料の15ページをお開き願います。

総務部では、指定管理者制度全体を所管していますので、今年度の更新対象施設や新規導入施設、スケジュール等をご説明させていただきます。

まず、1の更新・新規導入施設です。平成18年度から、県有施設の運営に指定管理者制度を導入しておりますが、下の表にあります1から8までの施設が今年度末に更新時期を迎えますので、28年度からを新たな指定期間として更新を行うものです。

また、9の別府港北浜ヨットハーバーは、現在、別府土木事務所が直接管理を行っていますが、現在、50%を割っているヨットの係船率向上と管理経費の節減を図るため、行財政改革の取り組みの一環として、新たに指定管理者制度を導入するものです。

次に、2の選定方法でございますが、公募を原則としていますが、母子・父子福祉センターや聴覚障害者センターは利用者団体が適切に管理運営できること、ハーモニーパークについては、ハーモニーランドと一体的に管理することが効率的ですので、任意指定いたします。

また、1番下、(2)の大分農業文化公園と都市農村交流館につきましては、より効率的、効果的な管理運営を図るため、前回と同様、一体的に公募する予定としております。

16ページをお開きください。3の指定期間につきましては、指定管理者が施設の管理運営に習熟し創造的な業務を行うためには、一定の期間を要するというご事情もございまして、また一方で、余りに長い期間とすることは、業務の見直しの機会を減少させてしまうなどといったご事情もございまして、9施設とも原則どおり5年間の指定期間にしたいと考えております。

4の公募期間につきましては、8月19日から10月中旬までの約2カ月間を予定しています。

5の選定委員会につきましては、5名以上の委員で構成し、半数以上を外部有識者いたします。

6の目標指標でございますが、過去5年間の実績などを踏まえ、施設の設置目的に応じ

た適切な目標指標を設定し、募集要項に明示いたします。

17ページをごらんください。

今後のスケジュールでございますが、公募施設につきましては、今後、選定委員会において選定方針や審査基準を策定の上、中ほどに記載しておりますが、8月19日に募集を開始し、指定を希望する事業者に十分に研究いただけるよう、10月中旬頃まで約2カ月の募集期間を設定することとしています。

なお、基準価格については、現在算定中です。

その後、11月上旬までに選定委員会で指定管理候補者を決定した後、指定管理者の指定について、第4回の定例会でご審議をいただく予定としております。

また、任意指定の施設では、右側のとおり、パブリックコメントなどによりご意見をいただくこととしています。

ご説明は以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑はありませんか。

井上副委員長 指定管理者制度だから、私たち管理する側にとっては長いほうがいいと思うんです。たしかに5年と言いきよから5年だろうけど。ところが議会の立場というか、外部から見る部分についてはどうか。何と云うのかな、県議会のほうが4年だから、5年すると、どうも終わっちゃったときくらいの状態になっちゃうんだよね。その辺がどうもしっくりしないところが1つありますから、この5年間でいいのかなと、私は最初から3年を5年にしたときについてのちょっと違和感があったんですけども、管理する側としては5年間だと言うからそうかなと思うんだけど、そういう不満があります。

それと、例えば、この7番の研修所の場合、林業研修所の方には恐縮でございますけれども、研修の内容までは含むんかね、これ管理だけかね、どの程度ですかね、その辺はどうですか。

山本行政企画課長 林業研修所の場合は、こちらは収益を目的とした施設じゃございませんので、運営経費については県からの指定管理料、委託料でございます。こちらのほうで賄うという施設でございます。そのために、県としてやってもらいたい研修メニューというものを指定して、こういうことをやってくれということで、指定をして研修を実施させるといったことになります。

井上副委員長 こういうことをやってくれと言うことが不満足だから、この前一般質問かいろんな出たときに、林業大学校をしてほしい、いわゆる人材育成については不十分だという声が出ているんですね。そういった中において、いろいろ聞いた場合においては、やっぱりどうしても人材育成の場合はもう少し掘り下げて人材育成してほしいと。

例えば、申しわけないんですけども、チェーンソーの場合はやっぱり1年じゃどうしてもできない、やっぱり3年ぐらいとか、そういった実務的なことは3年間ぐらい本当勉強したいんだ。この前テレビでもあったように、職人を育てるためにはやっぱりそういった研修というのが徹底的にそういうふうにはやらなきゃいけないという、そういう時代なんです。

ですから、そういったことを考えた場合、いわゆるもうちょっと県が踏み込んで、そういった人材の育成というのを長期間にわたってやるとか、そういったものをしなければ、現代の対応に応じ切れないんじゃないかというふうに思うんですね。

テレビでありましたように、もう大学生の優秀な生徒がそういう実務に行って経験を、会社での経験を踏まえて、どんどん勉強しながら実際そういうふうな会社として第一人者としてやっていくというのが今後のスタンスじゃないかというふうに思うんですよ。それで、もう少し研修所のあり方について、もうちょっと内容的に考えないと、今のままではどうも不十分じゃないかと思うんだよね。

確かに管理は必要だよ。必要だけれども、そのうちの研修という、そういった部分についての踏み込み方が、私は県がまだ浅いと思う。ですから、もうちょっとその辺のところを踏まえた中でのそういう、本当に指定管理、せつかくああいう施設があるわけですから、ただ電気料が高いだの、電気消したどうのこうのと、そういった管理面よりも内容のほうをもう少し充実させてほしいという希望もあるし、そういったことを踏まえてちょっと、何か考えてほしいと思うんですが。済みません、林業のことで大変恐縮ですけれども、どうですか、その辺について。

山本行政企画課長 林業研修所の研修プログラムは、一方で給付金の仕組みと密接にセットになっているところもあるように聞いております。ただ、いろんな林業従事者の育成の方法を、こういう研修期間だけではなくて、インターンシップのような方法も考えられるかもしれませんし、いろんなやっぱり人材の育成という動きが当然あるんだというふうに思います。

そういった面、この林業研修所ということだけではなくて、人材育成全般のお話として、委員のご指摘については、農林水産部のほうにもしっかりと伝えさせていただきたいと思っております。

衛藤委員 指定管理で、この中には載っていないですけど、きのう土木建築委員会に委員外議員で参加させていただきまして、その中でスポーツ公園が出ていたんですけども、そこで、指定管理のあり方なんですけれども、手数料とか諸収入が県のほうに歳入で戻りになっていたと思うんですけども、これだと逆に指定管理受ける側から、収入が県に戻るんだったら収入をふやそうというインセンティブも働きづらいんじゃないかなという印象を受けたんですけども、こういう決め方というのはどういうふうになっているんでしょうか。

山本行政企画課長 指定管理施設の料金収入の取り扱いには2つのパターンがあります。1つは利用料金制と申しまして、収入が指定管理者の収入というパターンがあります。これは基本的には、利用料金の中で運営をしていただく。要は独立採算的な運営をしていただく。ですから、利用料金高く収入を稼ぎ出して経費を抑えれば、それだけ収入が、会社の利益となる部分がふえるという非常に直接的なインセンティブが働く。

一方で、なかなか経費に見合うだけの収入を料金として徴収しがたいという施設がございます。その場合は、県が使用料として収入をさせていただきかわりに、通常必要になる経費を指定管理料としてお支払いするという形のところがございます。

そのときに、全くインセンティブがなければ、使用料を稼ぎ出そうというふうにならないということがございまして、目標水準を20%上回るような収入を上げたら、その超えた部分について県と指定管理者が折半をしようと。頑張ったら、そこにインセンティブが働くという仕組みも使用料施設の場合には講じております。

そこは、その施設が料金で賄い切れるものなのか、基本的に料金収入が余りなくて、ど

うしても維持管理するためには税金を投入しなきゃいかんのだと。そのあたりを見きわめながら、施設に応じた料金の取り扱いの仕組みを講じています。

いずれにしましても、頑張った者がきちっと報われるという仕組みはいずれの方法でもとっております。

衛藤委員 内容を見てみると、大体年に3億円ぐらい赤が出ているという言い方が適切なのかかわからないんですけれども、収入に対して支出が上回っているという状況になっていました。

スポーツ公園ってドームだと思うんですけれども、実際に福岡のヤフオクドームみたいに、ドームとして成功して収入としてある程度成り立っている部分もあると思います。そういったものもこれから行財政改革の中で考えていかなければいけないところで、今、土木建築部が見ていますよね、あそこの管理というのが。そういった、特にドームなんかは昼の回転率、平日の昼間の回転率をどう上げていくかというところが収益にまた強くつながっていくと思うんですけれども、そういった管理は、土木建築部になじまないんじゃないのかなという思いが1つはあります。1つはそういう問題提起として今感じているところがありまして、そこについては行財政改革の中で取り組んでいただければというご要望をさせていただければと思います。

ちょっとその点について、もしご意見ありましたら教えていただければ。

山本行政企画課長 スポーツ公園全体、非常に広い面積を持っています。管理といたしましては、ああいう箱物だけではなくて、周辺が雑木林になっているような、ああいう林野の管理といったものも含んで、3億円以上の県が支出になってございます。

あの施設全体は都市公園という位置づけで整理されたものもございまして、都市公園事業というのは国交省というか、現在は土木建築部ということになっております。ただ、実際にドームを中心とした施設を運営していく、また、競技会をイベントと呼ぶということは、やはり土木建築部には荷が重いということで、指定管理を入れて、そういうイベント等もこれだけのノウハウをお持ちの今指定管理者、大宣さんを中心とした企業体でございましてけれども、そういったところに実際の運営をお任せして、そのノウハウを使わせていただくということで仕組みを組んでいるところでございます。

守永委員 関連していいですか。ひょっとしたら土木建築部のほうじゃないと関連する質問ですからわからないかもしれないんですが、今、委員から3億円の赤字だったような気がするというふうなことなんですけれども、その赤字部分というのは結局、例えば、トリニータの利用に対する割引だとか、そういった部分が積み重なって赤につながっていると思っていいいんでしょうか。

山本行政企画課長 基本的に公園施設であります。あの施設で収支均衡を図るような、そういう前提での整備はいたしてございません。ただ、ある程度収入を上げていただいて、税金の投入を抑えるという意味で、経費も減らしていただくし、いろんな利活用も進めていただくという、その上で足らざる部分は県民にお願いをして税金で出ささせていただいて、公園として維持していくという枠組みでございます。完全に収支均衡を図る。そういった前提で整備したものではないということをご理解いただきたいと思います。

守永委員 結局、指定管理者の管理すべき面積としては、公園全体の維持管理も含めて、大銀ドームの利用に係るイベント収入、イベント管理、そういったものも含めて全体トー

タル的に見ての収支の結果ですよと書いていいわけですかね。

山本行政企画課長 そうです。

嶋委員長 私から1点、別府港の北浜ヨットハーバーですが、これ県が直営管理してうまくいっていない代表選手だと思いますが、指定管理者の導入、遅きに失した感がありますけれども、この係留係船率42.1%、これはやっぱり周辺の、周辺と言っても他県まで含めてですが、周辺のヨットハーバーとの競争力が低いということだと思います。

やっぱり利用料は一定程度下げていかないと、なかなかこの係船率は上がっていかないとと思いますが、この北浜ヨットハーバーについての指定管理者導入について、基本的な考え方をもうちょっと細かく聞かせてください。

山本行政企画課長 16ページの資料に掲載していますとおり、設置当初は70%、長期の停船契約をいただいてヨットがとまっております。それが年々下がっております。1つには、設置当初、使用料の減免規定ということもありまして、これが段階的に上がっていくということで、年間の使用料が上がるという中で、他の停泊地を探しているという方多分いらっしゃるだろうというふうに思いますけど、また、土木事務所が管理をしているということで、ヨットをお持ちの方の情報をなかなか入手できない。いわば営業行為ができないというところでお客さんを逃がしているという部分があるだろうと。

そういったことで今回、やはりそういったものを反省し、積極的な営業努力ということができる。そういうヨット所有者の情報をお持ちの、そういった関係業界のご支援をいただけないだろうか、そういうノウハウを使わせていただけないだろうかということで、指定管理として募集をしてみようということを考えてところでございます。まさに委員長ご指摘のとおり、こうやって年々停船率が下がっているということ。それに対してはもっと早くそういった交渉をできなかったということは反省しております。

嶋委員長 ヨットの関係者の知恵というか、ノウハウを最大限生かしていかななくてはいけません。最大のネックはやっぱり利用料なんです。そこら辺柔軟にぜひ考えていただきたいと思っておりますし、この名前が大分県営北浜ヨットハーバーでしたっけ、この名前ダサいですよね。だから、施設の名称についても、もうちょっと行ってみたいなど、別府湾にヨットをとめたいなど、こういうような名称を考えるのも大事だと思います。

それからもう1点気になるのが、沖の施設整備が完全ではなかったのも、ヨットハーバーの中の静穏性がなかなか保てていなかったということで、台風が接近するだけでヨットが損傷したりしていたんですが、これは土木建築部じゃないとわかりませんね。

まあいろんな問題あるので、このヨットハーバーがそもそも整備されたのは、国体もありますけれども、放置艇対策ということもあったので、これはしっかり係船率を上げていくということが大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにご質疑もないようでありますので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかになにかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔総務部、委員外議員退室〕

嶋委員長 まず、常任委員会の開催についてお諮りいたします。

すでにお知らせしておりますが、行財政改革の計画の調査に係る委員会を8月5日の水曜日、午前10時から、また、新長期総合計画の調査に係る委員会を、9月2日の水曜日、午後1時から行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、県外所管事務調査につきましては、お手元に配付しております行程表案のとおり、8月25日の火曜日から3日間の日程で行いたいと思います。

内容を事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

嶋委員長 何かご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 では、このように決定させていただきます。

今後、訪問先の事情などにより、行程の一部について変更の必要が生じた場合は、委員長にご一任をお願いいたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようでありますので、これをもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでございました。